

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和4年10月3日

**【会社名】** M U F Gセキュリティーズ E M E A ・ピーエルシー  
(MUFG Securities EMEA plc)

**【代表者の役職氏名】** チーフ・フィナンシャル・オフィサー トニー・サイソン  
(Tony Syson, Chief Financial Officer)

**【本店の所在の場所】** 英国ロンドン市ロープメーカー・ストリート25 ロープメーカー・プレイス EC2Y 9AJ  
(Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London EC2Y 9AJ, England)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 藤田 元康

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

**【電話番号】** 03 (6212) 1200

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 宮下 公輔

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル  
外国法共同事業法律事務所リンクレータース

**【電話番号】** 03 (6212) 1200

**【届出の対象とした売出有価証券の種類】** 社債

**【届出の対象とした売出金額】** 20億円（予定）

**【安定操作に関する事項】** 該当なし

**【縦覧に供する場所】** 該当なし

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

【売出社債 (短期社債を除く。 )】

銘	柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称
M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー 2027年10月18日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動3段デジタルクーポン 円建社債 (以下「本社債」という。)		20億円 (予定) 注(1)	20億円 (予定) 注(1)	群馬県前橋市本町二丁目2番11号 ぐんぎん証券株式会社  愛媛県松山市三番町五丁目10番地1 四国アライアンス証券株式会社  宮城県仙台市青葉区大町一丁目1番30号 七十七証券株式会社  奈良県奈良市西大寺東町二丁目1番56号 南都まほろば証券株式会社  三重県津市岩田21番27号 百五証券株式会社  (以下「売出人」という。)
記名・無記名の別	各社債の金額	利率		償還期限

無記名式	100万円 注(3)	<p>( ) 2022年10月28日(同日を含む。)から2023年1月18日(同日を含まない。)までの期間: 年(未定)% (年1.00%以上年4.60%以下を仮条件とする。)</p> <p>( ) 2023年1月18日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間:</p> <p>対象株価指数の評価価格により以下のとおり変動する。</p> <p>(イ)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格以上の場合</p> <p>年7.00%(以下「ハイクーポン」という。)</p> <p>(ロ)(a)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格未満であり、かつ、(b)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格以上の場合</p> <p>年(未定)% (年1.00%以上年4.60%以下を仮条件とする。)(以下「ミドルクーポン」という。)</p> <p>(ハ)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格未満の場合</p> <p>年0.10%(以下「ロークーポン」という。)</p> <p>注(2)</p>	2027年10月18日 注(4)
------	---------------	---	---------------------

摘 要

本社は、M U F Gセキュリティーズ E M E A ・ピーエルシー(以下「発行会社」という。)が設定している80億米ドル・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づいて発行される。

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

なお、発行会社は、本書日付現在、ムーディーズ・ジャパン株式会社からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社からAの格付を付与されているが、この格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。

本社債のその他の主要な条項および条件(以下「本社債の要項」という。)については、下記「売社債のその他の主要な要項」を参照のこと。

- 注(1) 本社は、ユーロ市場で発行された後、日本で売り出される。同市場で発行される本社債の額面総額は20億円(予定)である。本社債の発行に関する未定および予定の条件は、本売出しにおける需要状況を勘案した上で2022年10月19日までに決定される。したがって、最終的な売出券面額の総額および売出価額の総額は、需要状況次第で、上記の金額と大きく相違する可能性がある。
- (2) 本社債の付利は、2022年10月28日(同日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、上記仮条件の範囲外となる場合がある。「利率」において使用される用語は後記「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」において定義される。
- (3) 期限前に償還されない場合、本社は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または100万円×ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格÷ワーストパフォーマンス指数の当初価格により計算される円貨額により償還される。後記「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - (a)満期償還」を参照のこと。本注(3)において使用される用語は後記「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」において定義されている。
- (4) 本社は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。後記「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - (b)期限前償還」を参照のこと。本注(4)において使用される用語は後記「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」において定義されている。なお、その他の期限前償還については後記「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」、「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」、「売社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」を参照のこと。

項 - (2)償還および買入れ - (c) 税制上の変更による償還」、「売出社債のその他の主要な要項 - (2) 償還および買入れ - (d) 違法および不可抗力事由による償還」および「売出社債のその他の主要な要項 - (5)債務不履行事由」を参照のこと。

- (5) 「第一部、第2 売出要項」に記載する本社債に関する要項は、2022年10月18日(ロンドン時間)付の最終条件書(以下「最終条件書」という。)により確定する(ただし、その後に決定が予定されている事項を除く。)

## 2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込 受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所、氏名又 は名称	売出しの委託 契約の内容	摘 要
額面金額 (100万円) の100%	2022年10月21 日より 同年10月27日 まで	100万円単位	なし	売出人および 登録金融機関 の日本におけ る本店、各支 店および各営 業部店 注(6)	該当事項なし	該当事項なし	受渡は2022年 10月28日に行 われる。

注(1) 本社債の申込みおよび払込みは、本社債の申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から直接または登録金融機関を通じて申込人に対し外国証券取引口座約款が交付される。申込人が外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債の券面の交付は行われない。本社債の券面については、後記「売出社債のその他の主要な要項 - (12) その他 - (b)」を参照のこと。

- (2) 本社債は、2022年10月27日(以下「発行日」という。)にユーロ市場で発行される。本社債は上場されない。
- (3) 本社債は合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)に基づく登録がなされておらず、またなされる予定もなく、合衆国内において、または合衆国人に対しもしくは合衆国人の計算で、もしくは合衆国人の利益のために募集または販売されてはならない。ただし、同証券法の登録要件を免除される一定の取引により行われる場合はこの限りでない。本注記において使用される用語は、同証券法に基づくレギュレーションS(以下「レギュレーションS」という。)により付与された意味を有する。
- (4) 本社債は合衆国税法の要件に服し、合衆国もしくはその属領においてまたは合衆国人に対して募集、販売または交付されてはならない。ただし、合衆国の税規則により認められる一定の取引についてはこの限りでない。本注記において使用される用語は、1986年合衆国内国歳入法および同法に基づく諸規則により付与された意味を有する。
- (5) 本社債は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)における一般投資家に対して募集、販売またはその他入手可能とされることは意図されておらず、かかる一般投資家に対して募集、販売またはその他入手可能とされるべきではない。これらの目的上、一般投資家とは、( )指令2014/65/EU(その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義される一般顧客、( )指令(EU)第2016/97(その後の改正を含み、以下「保険販売業務指令」という。)の意味における顧客(かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義されるプロ顧客としての資格を有していない場合)または( )規則(EU)第2017/1129(その後の改正を含み、以下「目論見書規則」という。)において定義される適格投資家でない者のいずれかの者(またはこれらの複数に該当する者)をいう。したがって、EEAにおける一般投資家に対する本社債の募集もしくは販売またはその他本社債を入手可能にするために規則(EU)第1286/2014(その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。)により要求される重要情報書類は一切作成されておらず、そのため、EEAにおける一般投資家に対する本社債の募集もしくは販売またはその他本社債を入手可能にすることはPRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

本社債は、英国における一般投資家に対して募集、販売またはその他入手可能とされることは意図されておらず、かかる一般投資家に対して募集、販売またはその他入手可能とされるべきではない。これらの目的上、一般投資家とは、( )2018年欧州連合(EU)離脱法(以下「EU離脱法」という。)に基づき国内法の一部を形成する規制(EU)第2017/565第2条第(8)号において定義される一般顧客、( )2000年金融サービス・市場法(FSMA)の規定および指令(EU)第2016/97を実施するために2000年金融サービス・市場法(FSMA)の下で制定された規則または規制の意味における顧客(かかる顧客がEU離脱法に基づき国内法の一部を形成する規制(EU)第600/2014第2(1)条第(8)号において定義されるプロ顧客としての資格を有していない場合)または( )EU離脱法に基づき国内法の一部を形成する規則(EU)第2017/1129第2条において定義される適格投資家でない者のいずれかの者(またはこれらの複数に該当する者)をいう。したがって、英国における一般投資家に対する本社債の

募集もしくは販売またはその他本社債を入手可能にするためにEU離脱法に基づき国内法の一部を形成する規則(EU)第1286/2014(以下「英国PRIIPs規則」という。)により要求される重要情報書類は一切作成されておらず、そのため、英国における一般投資家に対する本社債の募集もしくは販売またはその他本社債を入手可能にすることは英国PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

- (6) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関に、本社債の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している場合がある。
- (7) 発行会社の格付の変更や金融市場の重大な変動により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

## 本社債の投資に伴う主要なリスクとご留意事項

### 1. 本社債の投資に伴う主要なリスクについて

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解した上で投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本社債に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

#### (1) 元本毀損リスク

満期償還の場合、観察期間 (下記「売出社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」に定義される。)における日経平均株価および/またはS&P500指数の水準が一度でもロックイン価格 (下記「売出社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」に定義される。)以下になると、本社債の償還金額は、最終評価日 (下記「売出社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」に定義される。)に有効な日経平均株価および/またはS&P500指数の値によって決定される。この場合、本社債に対する投資金額を全額回収することができない可能性が生じる。

#### (2) 利率変動リスク

本社債の利率は、初回の利払日 (下記「売出社債のその他の主要な要項 - (1)利息 - (a)固定利率期間」に定義される。)には固定利率が適用されるが、2回目以降の各利払日には、日経平均株価および/またはS&P500指数の値により変動する利率が適用される。そのため、日経平均株価および/またはS&P500指数の水準によっては、当初期待した利率が適用されない場合がある。

#### (3) 償還期限に関するリスク

本社債の利息は、期限前の償還日以後発生しない。このため期限前の償還により、本社債の所持人 (以下「本社債権者」という。)は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

#### (4) 再投資リスク

本社債が、期限前に償還された場合、その償還金額や利息をその時点での一般実勢レートで再投資しても、本社債権者は本社債の投資利回りと同等の利回りが得られない可能性がある。

#### (5) 流動性リスク

本社債の活発な流通市場は確立されていない。発行会社、売出人およびそれらの関連会社等は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図しておらず、本社債を買い取る義務も負わない。このため、本社債権者は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本社債を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本社債の中途売却価格を低下させる要因になりうる。このため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

#### (6) 信用リスク

発行会社の財務・経営状況の悪化により、本社債の利息または償還金額の支払いがその支払期日に遅延する可能性、または支払われない可能性がある。また、発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、償還日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行会社への信用格付は、発行会社の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また当該格付は格付機関により、いつでも変更または取下げられる可能性がある。

#### (7) 価格変動リスク

本社債の評価価値および売却価格は、以下に掲げる様々な要因の影響を受ける。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定で、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価格への影響を例示した。

日経平均株価および/またはS&P500指数

本社債の満期償還金額 (下記「売出社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - (a)満期償還」に定義される。)、利率および期限前償還の有無は日経平均株価および/またはS&P500指数によって決定される。一般的に、日経平均株価および/またはS&P500指数が上昇すると、本社債の価値は上昇し、日経平均株価および/またはS&P500指数が下落すると、本社債の価値は下落することが予想される。

金利

本社債は円建であるため、円金利の変動は本社債の価値に影響を与える。一般的に、本社債の価値は、円金利が低下すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

#### 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数の変動の幅と頻度を表わす。日経平均株価および/またはS&P500指数、金利などの予想変動率の変動が本社債の価値に悪影響を与えることがある。

#### 信用力および信用格付

本社債の価値は、発行会社の信用に対する投資家の評価により影響を受けると予想される。通常、かかる投資家の認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行会社に付与された格付が低下すると、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当該格付に変更がなされなくても、発行会社の経営・財務状況の悪化やその予想が、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

#### 期限前償還判定日

期限前償還判定日(下記「売出社債のその他の主要な要項 - (2)償還および買入れ - 用語の定義」に定義される。)の前後で本社債の価値が変動する可能性が高い。また、期限前償還判定日に期限前償還されないことが決定した場合、本社債の価値は下落する傾向があるものと予想される。

## 2.ご留意事項について

### (1) 本社債の価格に影響を与えうる市場活動

本社債の発行会社、売出人またはその関係会社およびオプション提供業者が、自己取引勘定におけるリスクをヘッジするために行う現物取引、先物取引およびオプション取引が、本社債の価格および対象株価指数の値の双方に影響を与えることがある。

### (2) 税金

将来において、本社債について日本国の課税上の取扱いが変更されることがある。日本国の現行法上の取扱いに関しては本書に記載されているが、詳細に関しては会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

## 売出社債のその他の主要な要項

## (1) 利息

## (a) 固定利率期間

2022年10月28日(同日を含む。)から2023年1月18日(同日を含まない。)までの期間については、本社債にはその額面金額に対して年(未定)%の固定利率で利息が付され、2023年1月18日に本社債の額面金額に対して(未定)円が後払いされる。(以下、固定利率期間についての利払日と変動利払日(下記に定義される。)を「利払日」と総称する。)

上記の期間を割り込む場合の利息額は、本社債の額面金額に上記固定利率を乗じて得られた金額に、その期間の日数(ただし、かかる日数は1ヵ月を30日、1年を12ヵ月とし、1年が360日であるものとして計算される。)を乗じて360で除して得られた金額(1円未満は四捨五入する。)とする。

## (b) 変動利率期間

2023年1月18日(同日を含む。)から満期日(下記「(2)償還および買入れ - (a)満期償還」に定義される。)(同日を含まない。)までの期間(以下「変動利率期間」という。)については、各変動利払日に終了する各利息期間(以下「変動利息期間」という。)に関し、各本社債について以下の記載による年利を基準にして計算代理人(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)により決定された利息額(以下「変動利息額」という。)が、2023年4月18日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)までの毎年1月18日、4月18日、7月18日および10月18日(以下それぞれ「変動利払日」という。)に日本円により3ヵ月間毎に後払いされる。

(イ) 関連する評価日(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)において、計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で、すべての対象株価指数(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)の評価価格(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)がそれぞれのトリガー価格(下記「(2)償還および買入れ」に定義される。)と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年7.00%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、本社債の額面金額につき、17,500円とする。

(ロ) 関連する評価日において、計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で、(a)いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれのトリガー価格を下回り、かつ、(b)すべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格と等しいかそれを上回ると判断された場合、かかる変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年(未定)%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、本社債の額面金額につき、(未定)円とする。

(ハ) 関連する評価日において、計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で、いずれかまたはすべての対象株価指数の評価価格がそれぞれの基準価格を下回ると判断された場合、かかる変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、本社債の額面金額につき、250円とする。

変動利息額は、本社債の額面金額に上記利率を乗じて得られた金額に、以下の計算式により求められる数を乗じて計算され、1円未満は四捨五入する。

$$\{ 360 \times (Y2 - Y1) + 30 \times (M2 - M1) + (D2 - D1) \} \div 360$$

ここで、

Y1は、当該変動利息期間の初日が含まれる年である。

Y2は、当該変動利息期間の最終日の翌日が含まれる年である。

M1は、当該変動利息期間の初日が含まれる月である。

M2は、当該変動利息期間の最終日の翌日が含まれる月である。

D1は、当該変動利息期間の初日である。ただし、当該変動利息期間の初日がある月の31日である場合には、30とする。

D2は、当該変動利息期間の最終日の翌日である。ただし、当該変動利息期間の最終日の翌日がある月の31日であり、かつ、D1が30または31である場合には、30とする。

(c) 利払日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日 (かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日) を利払日とする。なお、かかる利払日の調整によっては、支払われるべき金額の調整は一切なされない。

「営業日」とは、ロンドン、ニューヨークおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、かつ一般の業務 (外国為替および外貨預金取引を含む。) について営業が行われている日 (土曜日および日曜日を除く。) をいう。

(d) 各本社債は、その償還日から利息が付されない。ただし、本社債の適法な呈示にもかかわらず、元金の支払いが不当に留保されまたは拒否された場合はこの限りでなく、その場合、利息は信託証書 (後記「(12) その他」に定義される。) の定めるところにより引続き生じる。

## (2) 償還および買入れ

### (a) 満期償還

期限前に償還または買入消却されない限り、本社債は、2027年10月18日 (以下「満期日」という。) に、額面金額につき、以下に従い計算代理人により決定される金額 (以下「満期償還金額」という。) にて償還される。

(イ) 最終評価日において、それまでにロックイン事由 (下記に定義される。) が発生していないと計算代理人がその単独かつ完全な裁量で判定した場合、満期日において、本社債の額面金額につき残存元本金額の100%が現金で支払われる。

(ロ) 最終評価日において、それまでにロックイン事由が発生し、かつ、すべての対象株価指数の最終評価価格 (下記に定義される。) がそれぞれの当初価格 (下記に定義される。) 以上となったと計算代理人がその単独かつ完全な裁量で判定した場合、満期日において、本社債の額面金額につき残存元本金額の100%が現金で支払われる。

(ハ) 最終評価日において、それまでにロックイン事由が発生し、かつ、いずれかまたはすべての対象株価指数の最終評価価格がそれぞれの当初価格を下回ったと計算代理人がその単独かつ完全な裁量で判定した場合、本社債は額面金額につき以下の算式に従って現金で償還される。

$$100\text{万円} \times \frac{\text{ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格}}{\text{ワーストパフォーマンス指数の当初価格}}$$

ただし、満期償還金額は1円未満を四捨五入するものとする。

なお、満期日が営業日ではない場合、当該満期日は翌営業日とする。ただし、かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日とする。かかる満期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

### (b) 期限前償還

いずれかの期限前償還判定日においてすべての対象株価指数の期限前償還判定価格 (下記に定義される。) がそれぞれのトリガー価格と等しいかそれを上回ったと計算代理人が決定した場合、本社債は、関連ある期限前償還日 (下記に定義される。) において、そのすべて (一部は不可。) が、期限前償還額 (下記に定義される。) で期限前償還される。

かかる決定後、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行会社および社債代理人 (後記「(3) 支払い - (f) 社債代理人および支払代理人」に記載する。) に対して通知する。その後、社債代理人は実務上可能な限り速やかに後記「(10) 通知」に従って本社債権者に対して通知する。

## 用語の定義

「影響対象株価指数」とは、	「期限前償還判定日」、「最終評価日」および「評価日」の定義の目的上、障害日(下記に定義される。)の影響を受ける対象株価指数をいう。
「当初価格」とは、	各対象株価指数に関して、条件設定日(以下に定義される。)の評価時刻(下記に定義される。)における各対象株価指数の水準をいう。
「条件設定日」とは、	2022年10月28日をいう。2022年10月28日がいずれかの対象株価指数につき障害日である場合は、当該対象株価指数に係る条件設定日はその直後の障害日でない取引所営業日とする。ただし、かかる条件設定日に引続く2取引所営業日の各日が障害日である場合はこの限りでない。かかる場合には、( )当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず当該対象株価指数に係る条件設定日とみなし、また( )計算代理人は、当該対象株価指数に組み込まれている各構成株式銘柄(以下に定義される。)の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所(下記に定義される。)の取引可能価格もしくは最終取引価格(障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄(計算代理人により決定される。)に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった当該対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、当該2取引所営業日目の当該対象株価指数終値(下記に定義される。)を決定する。
「計算代理人」とは、	MUF Gセキュリティーズ EMEA・ピーエルシーをいう。
「共通取引所営業日」とは、	すべての対象株価指数に関して、取引所営業日である日をいう。
「構成株式銘柄」とは、	各対象株価指数に関して、計算代理人が決定するかかる対象株価指数に組み込まれている株式またはその他の構成有価証券をいい、関連する表現は相応に解釈されるものとする。
「基準価格」とは、	各対象株価指数に関して、当初価格の80.00%に相当する価格をいう。なお、計算代理人により計算され決定されるかかる値については、小数第2位まで使用するものとする(小数第3位を四捨五入する。)
「障害日」とは、	(a) 日経平均株価に関しては、取引所または関係取引所(下記に定義される。)がその通常取引セッションの間取引を行うことができない、または市場混乱事由(下記に定義される。)が生じている取引所営業日をいう。 (b) S&P500指数に関しては、( )スポンサー(下記に定義される。)がS&P500指数の水準を公表できないか(ただし、計算代理人がその単独かつ完全な裁量で、当該不履行が対象株価指数障害を生じさせる旨の決定をした場合を除く。)、( )関係取引所がその通常取引セッションの間取引を開始できないか、または( )市場混乱事由が生じている取引所営業日をいう。 いずれの場合でも、計算代理人は、発行会社および社債代理人に対し、その状況下で実務上合理的に可能な限り速やかに、障害日でなければ評価日、期限前償還判定日または最終評価日であった日における障害日の発生について通知する。計算代理人の障害日の発生の前記当事者への通知の懈怠は、障害日の発生および効果の有効性に影響しない。ただし、これは、計算代理人の前記当事者への通知義務を減免するものではない。
「早期終了」とは、	(a) 日経平均株価に関しては、取引日(下記に定義される。)における予定終了時刻(下記に定義される。)前の取引所または関係取引所の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、( )当該取引日の取引所または関係取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻と( )当該取引日の評価時刻における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに取引所または関係取引所が発表している場合を除く。 (b) S&P500指数に関しては、取引日における予定終了時刻前の構成株式銘柄に関する取引所または関係取引所(場合による。)の取引終了をいう。ただし、かかる早期終了時刻について、( )当該取引日の取引所または関係取引所(場合による。)における通常取引セッションの実際の終了時刻と( )当該取引日の評価時刻における執行のために取引所または関係取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までにかかる取引所または関係取引所が発表している場合を除く。

- 「取引所」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、東京証券取引所もしくはその承継者または日経平均株価を構成している株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所または相場システムにおける日経平均株価に組み込まれている株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。
- (b) S&P500指数に関しては、各構成株式銘柄に関して、かかる構成株式銘柄の取引が主に行われていると計算代理人が決定する主要な証券取引所もしくはその承継者または当該構成株式銘柄の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム(ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所または相場システムにおける当該構成株式銘柄に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。)をいう。
- 「取引日」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションにおいて取引が行われる取引所営業日を行い、取引所または関係取引所のいずれかにおける取引が予定終了時刻よりも早く終了する日を含む。
- (b) S&P500指数に関しては、( )スポンサーがS&P500指数の水準を公表し、かつ( )関係取引所で通常取引セッション中に取引が行われる取引所営業日を行い、関係取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する日を含む。
- 「取引所障害」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、市場参加者が全般的に( )取引所における日経平均株価の20%以上を構成する株式銘柄の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または( )関係取引所において、日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する(計算代理人により決定される。)事由(早期終了を除く。)をいう。
- (b) S&P500指数に関しては、市場参加者が全般的に( )当該構成株式銘柄に関して取引所における構成株式銘柄、または( )関係取引所におけるS&P500指数に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する(計算代理人により決定される。)事由(早期終了を除く。)をいう。
- 「対象株価指数」とは、
- (a)日経平均株価(以下「日経平均株価」という。)(東京証券取引所プライム市場に上場している選択された225銘柄の株価指数で、スポンサーにより計算および公表される。)および/または(b)S&P500指数(以下「S&P500指数」という。)をいう。
- 「対象株価指数終値」とは、
- 計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、いずれかの日の評価時刻現在の対象株価指数水準をいう(ただし、下記「対象株価指数の訂正」および「対象株価指数の廃止/計算方法の変更」の規定に従う。)
- 「対象株価指数水準」とは、
- 各対象株価指数に関して、それぞれのスポンサーにより計算および公表される当該対象株価指数の値で計算代理人により決定されるものをいい、下記「対象株価指数の訂正」および「対象株価指数の廃止/計算方法の変更」の規定に従う。なお、計算代理人により計算され決定されるかかる値については、小数第2位まで使用するものとする(小数第3位を四捨五入する。)
- 「パフォーマンス」とは、
- 各対象株価指数に関して、最終評価価格を当初価格により除した値をいう。パフォーマンスは、小数第4位まで使用するものとする(小数第5位を四捨五入する。)
- 「スポンサー」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という。)または( )日経平均株価に関連する規則、手続ならびに計算および調整の方法(もしあれば)の設定および検討に責任を負い、( )日経平均株価の水準を各取引所営業日の間に定期的に(直接または代理人を通して)公表するその他の会社をいう。
- (b) S&P500指数に関しては、S&P500指数に関連する規則、手続ならびに計算および調整の方法(もしあれば)の設定および検討に責任を負い、かつS&P500指数の水準を各取引所営業日の間に定期的に(直接または代理人を通して)公表する法人またはその他の会社をいい、本書日付現在はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シー(その関係会社を含む。)である。

- 「日中価格」とは、各対象株価指数に関して、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定した、取引所営業日における評価時刻を含む取引時間中のいずれかの時点における対象株価指数の公式価格をいう。
- 「ロックイン事由」とは、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかまたはすべての対象株価指数の日中価格が少なくとも一度はそれぞれのロックイン価格と等しいかそれを下回ったと、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により判定した場合に、発生したとみなされる事由をいう。
- 「ロックイン価格」とは、各対象株価指数に関して、当初価格の50.00%に相当する価格をいう。なお、計算代理人により計算され決定されるかかる値については、小数第2位まで使用するものとする（小数第3位を四捨五入する。）。
- 「期限前償還判定日」とは、各期限前償還日の10共通取引所営業日前の日をいう。期限前償還判定日がいずれかの対象株価指数に関して障害日である場合は、障害日の発生による影響を受けない対象株価指数に関する期限前償還判定日は予定された期限前償還判定日とし、影響対象株価指数に関する期限前償還判定日はその直後の影響対象株価指数に関して障害日でない取引所営業日とする。ただし、予定された期限前償還判定日に引続く2取引所営業日の各日が影響対象株価指数に関して障害日である場合には、( )当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず影響対象株価指数に関する期限前償還判定日とみなし、また( )計算代理人はその単独かつ完全な裁量により、当該対象株価指数に組み込まれている各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引可能価格もしくは最終取引価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だった当該対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、影響対象株価指数に関して当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。
- 「トリガー価格」とは、各対象株価指数に関して、下記の表に示されるとおり、各変動利払日における当初価格の割合に相当する値をいう。なお、計算代理人により計算され決定されるかかる値については、小数第2位まで使用するものとする（小数第3位を四捨五入する。）。

変動利払日	日経平均株価	S&P500指数
2023年4月18日	当初価格 × 105.0%	当初価格 × 105.0%
2023年7月18日	当初価格 × 104.0%	当初価格 × 104.0%
2023年10月18日	当初価格 × 103.0%	当初価格 × 103.0%
2024年1月18日	当初価格 × 102.0%	当初価格 × 102.0%
2024年4月18日	当初価格 × 101.0%	当初価格 × 101.0%
2024年7月18日	当初価格 × 100.0%	当初価格 × 100.0%
2024年10月18日	当初価格 × 99.0%	当初価格 × 99.0%
2025年1月18日	当初価格 × 98.0%	当初価格 × 98.0%
2025年4月18日	当初価格 × 97.0%	当初価格 × 97.0%
2025年7月18日	当初価格 × 96.0%	当初価格 × 96.0%
2025年10月18日	当初価格 × 95.0%	当初価格 × 95.0%
2026年1月18日	当初価格 × 94.0%	当初価格 × 94.0%
2026年4月18日	当初価格 × 93.0%	当初価格 × 93.0%
2026年7月18日	当初価格 × 92.0%	当初価格 × 92.0%
2026年10月18日	当初価格 × 91.0%	当初価格 × 91.0%
2027年1月18日	当初価格 × 90.0%	当初価格 × 90.0%
2027年4月18日	当初価格 × 89.0%	当初価格 × 89.0%
2027年7月18日	当初価格 × 88.0%	当初価格 × 88.0%
2027年10月18日	当初価格 × 87.0%	当初価格 × 87.0%

- 「期限前償還額」とは、額面金額につき100万円をいう。
- 「期限前償還日」とは、2023年4月18日（同日を含む。）から2027年7月18日（同日を含む。）までの各利払日をいう。利払日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「市場混乱事由」とは、

- (a) 日経平均株価に関しては、( )取引障害(下記に定義される。)もしくは( )取引所障害で、いずれの場合にも計算代理人が重大であると判断するものが評価時刻に終了する1時間間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または( )早期終了をいう。いずれかの時点で日経平均株価に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由が日経平均株価に含まれている構成株式銘柄に関して生じている場合、日経平均株価の値に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄が日経平均株価の値に貢献している部分と(y)日経平均株価の値の全体との対比に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の値とする。
- (b) S&P500指数に関しては、以下のいずれかをいう。
- ( ) 構成株式銘柄については、(A)取引障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所における評価時刻までの1時間間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、(B)取引所障害で、計算代理人が重大であると判断するものが、当該構成株式銘柄が主に取引されている取引所における評価時刻までの1時間間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または(C)早期終了をいい、かつ( )取引障害、取引所障害または早期終了が発生または存在しているすべての構成株式銘柄の合計が、対象株価指数の水準の20%以上を構成していること、または
- ( ) 対象株価指数に関する先物またはオプション契約について、(A)取引障害もしくは(B)取引所障害で、いずれの場合においても計算代理人がその単独かつ完全な裁量により重大であると判断するものが、関係取引所に関する評価時刻に終了する1時間間のいずれかの時点で発生もしくは存在していること、または(C)早期終了が発生もしくは存在していること。

いずれかの時点でS&P500指数に関する市場混乱事由が生じているか否かを決定するために、市場混乱事由がS&P500指数に含まれている構成株式銘柄に関して生じている場合、S&P500指数の値に対するかかる構成株式銘柄の関連寄与率は、(x)かかる構成株式銘柄がS&P500指数の値に貢献している部分と(y) S&P500指数の値の全体との対比に基づく。いずれも、かかる市場混乱事由の発生直前の値とする。

「観察期間」とは、

各対象株価指数に関して、条件設定日の翌取引所営業日(同日を含む。)から最終評価日(同日を含む。)までの期間をいう。

「最終評価日」とは、

満期日の10共通取引所営業日前の日をいう。最終評価日がいずれかの対象株価指数に関して障害日である場合は、障害日の発生の影響を受けない対象株価指数に関する最終評価日は予定された最終評価日とし、影響対象株価指数に関する最終評価日は影響対象株価指数に関して障害日でないその直後の取引所営業日とする。ただし、予定された最終評価日に引続く2取引所営業日の各日が影響対象株価指数に関して障害日である場合には、( )当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず影響対象株価指数に関する最終評価日とみなし、また( )計算代理人はその単独かつ完全な裁量により、かかる対象株価指数に組み込まれている各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引可能価格もしくは最終取引価格(障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値)を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だったかかる対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、影響対象株価指数に関して当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。

- 「評価日」とは、各対象株価指数に関して、各変動利払日の10共通取引所営業日前の日をいう。評価日がいずれかの対象株価指数の障害日である場合は、障害日の発生の影響を受けない対象株価指数に関する評価日は予定された評価日とし、影響対象株価指数に関する評価日は影響対象株価指数に関して障害日でないその直後の取引所営業日とする。ただし、予定された評価日に引続く2取引所営業日の各日が影響対象株価指数に関して障害日である場合には、( )当該2取引所営業日目を、当該日が障害日であることに拘わらず影響対象株価指数に関する評価日とみなし、また( )計算代理人はその単独かつ完全な裁量により、かかる対象株価指数に組み込まれている各構成株式銘柄の当該2取引所営業日目の評価時刻現在の取引所の取引可能価格もしくは最終取引価格（障害日を生じさせる事由が当該2取引所営業日目に関連構成株式銘柄に関して生じている場合、当該2取引所営業日目の評価時刻現在の関連構成株式銘柄の価値の誠実な推測値）を使用して、最初の障害日の発生の直前に有効だったかかる対象株価指数を算出するための計算式および方法に従い、影響対象株価指数に関して当該2取引所営業日目の対象株価指数終値を決定する。
- 「関係取引所」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、大阪取引所もしくはその承継者または日経平均株価に関する先物またはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所もしくは相場システムにおける日経平均株価に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
- (b) S&P500指数に関しては、シカゴ・マーカントイル取引所またはかかる取引所もしくは相場システムの承継者、またはS&P500指数に関する先物もしくはオプション契約の取引が臨時的に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時的代替取引所または相場システムにおけるS&P500指数に関する先物またはオプション契約に関して元の関係取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
- 「予定終了時刻」とは、取引所または関係取引所ならびに取引所営業日に関し、取引所営業日における取引所または関係取引所の週日の予定終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
- 「取引所営業日」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、取引所および関係取引所においてそれぞれの通常取引セッションにおいて取引が行われる予定日をいう。
- (b) S&P500指数に関しては、( )スポンサーがS&P500指数の水準を公表する予定日で、かつ( )関係取引所において通常取引セッションの間に取引が行われる予定日をいう。
- 「取引障害」とは、
- (a) 日経平均株価に関しては、( )日経平均株価の値の20.00%以上を構成する株式銘柄に関し、取引所において、または( )関係取引所における日経平均株価に関する先物もしくはオプション契約に関して、取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、取引所もしくは関係取引所その他による取引の停止もしくは課せられた制限をいう。
- (b) S&P500指数に関しては、( )構成株式銘柄に関し、取引所におけるある構成株式銘柄に関して、または( )関係取引所におけるS&P500指数に関する先物もしくはオプション契約に関して、関連する取引所もしくは関係取引所その他が許容する制限を超える株価変動を理由とするか否かを問わず、関連する取引所もしくは関係取引所その他による取引の停止もしくは課せられた制限をいう。
- 「評価価格」とは、評価日における対象株価指数終値をいう。
- 「期限前償還判定価格」とは、各期限前償還判定日における対象株価指数終値をいう。
- 「最終評価価格」とは、最終評価日における対象株価指数終値をいう。

「評価時刻」とは、

- (a) 日経平均株価に関しては、取引所の予定終了時刻をいう。取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、現実に終了する時刻とする。
- (b) S&P500指数に関しては、( )早期終了、取引所障害もしくは取引障害が、(A)いずれかの構成株式銘柄に関して発生しているか否かを決定する目的においては、かかる構成株式銘柄の取引所の予定終了時刻(ただし、当該取引所がその予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は実際に終了する時刻とする。)をいい、(B)S&P500指数のいずれかのオプション契約または先物契約に関して発生しているか否かを決定する目的においては、関係取引所の取引の終了時刻をいい、( )その他のすべての状況においては、スポンサーによってS&P500指数の公式の終値が計算され、公表される時刻をいう。

「ワーストパフォーマンス指数」とは、

最終評価価格に関する対象株価指数においてパフォーマンスが低い方の対象株価指数をいう。双方の対象株価指数のパフォーマンスが同じ値である場合、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、ワーストパフォーマンス指数を決定する。

## 対象株価指数の訂正

関連するスポンサーにより公表され、対象株価指数水準を計算し、または決定するために用いられる対象株価指数の値が、その後訂正され、その訂正が、当初の公表日の直後の取引日までに関連するスポンサーにより公表される場合、計算代理人は、当初公表された対象株価指数の値に代えて、訂正された対象株価指数の値を用いる。

## 対象株価指数の廃止 / 計算方法の変更

( )関連するスポンサーが対象株価指数を計算、公表しない場合で計算代理人の承認する承継スポンサー(かかる承継スポンサーをスポンサーとみなす。)が対象株価指数を計算し、公表した場合、または( )対象株価指数が、対象株価指数の計算で用いられる計算式および方法と同様もしくは実質的に同様と計算代理人が判断した計算式または方法を使って算出される後継の指数により代替される場合には、いずれの場面においても、かかる対象株価指数を承継する指数が対象株価指数とみなされる。

( )関連するスポンサーまたは承継スポンサーが、かかる対象株価指数を計算するための計算式もしくは方法の著しい変更、もしくはその他の方法でかかる対象株価指数を著しく変更する(以下「対象株価指数修正」という。構成株式や資本構成の変更ならびに他の慣例的事由が生じた場合にかかる対象株価指数を維持するために必要な計算式もしくは方法における所定の修正を除く。)場合、もしくはかかる対象株価指数が永久的に廃止され、かかる対象株価指数を承継する指数も存在しない(以下「対象株価指数廃止」という。)場合、または、( )関連するスポンサーまたは承継スポンサーが対象株価指数を計算、公表しない(以下「対象株価指数障害」といい、対象株価指数修正および対象株価指数廃止と併せて、以下「対象株価指数調整事由」という。)場合、発行会社は、下記(A)または(B)のいずれかの方法を取ることができる。(ただし、かかる義務を負うものではない。)

(A) 計算代理人に、かかる対象株価指数調整事由が本社債の要項に重大な影響を及ぼすか否かを決定するよう要求し、重大な影響を及ぼす場合には、計算代理人は、公表された対象株価指数の代わりに、修正、廃止または障害の直前に有効だった対象株価指数の値を算出するための計算式および方法に従い、かかる対象株価指数調整事由の直前の対象株価指数を構成した構成株式銘柄のみを使って計算代理人が決定する対象株価指数の値を使い、対象株価指数水準を計算する。

かかる決定後、計算代理人は実務上可能な限り速やかに発行会社および社債代理人に対して通知する。その後、社債代理人は実務上可能な限り速やかに後記「(10)通知」に従って本社債権者に対して通知する。

(B) 後記「(10)通知」に従い、本社債権者に対し通知を行い、本社債のすべて(一部は不可。)を、各本社債につき経過利息(もしあれば)を付して早期償還金額で償還する。疑義を避けるため、対象株価指数調整事由に関する「早期償還金額」とは、当該早期償還の直前に本社債の公正市場価額として計算代理人がその完全な裁量において決定した金額に、本社債の裏付けとなる、および/または関連するヘッジもしくは資金調達取決め(本社債における発行会社の債務をヘッジするためのオプションを含むがそれに限らない。)の解約に関して発行会社に生じる合理的な費用および経費のすべてを補うべく調整した金額による円貨額をいう。

## 拘束力を有する計算

計算代理人は、発行会社と計算代理人との間で締結された計算代理人契約(以下「計算代理契約」という。)に従い、本社債に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。

計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行会社、社債代理人、その他の支払代理人および本社債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、本社債権者に対して何らの義務を負わない。

計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合に通知されたものとみなされる。

計算代理人は、本書中の記載に従ってなされたすべての本社債に関連した計算の結果および決定を、決定次第実務上可能な限り速やかに、発行会社および社債代理人に通知し、社債代理人は、その後実務上可能な限り速やかに、後記「(10)通知」に従って、本社債権者に対し、通知を行う。

## 免責

### (A) 日経平均株価

日経平均株価は、スポンサーの知的財産権である。「日経平均株価」、「日経平均」および「日経225」は、スポンサーのサービスマークである。スポンサーは、著作権を含め、日経平均株価に関するすべての権利を有している。

スポンサーは、いずれも、日経平均株価を計算する際に使用される方法の修正または変更につき保証するものではなく、また、日経平均株価の計算および公表を継続する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して責任を負わない。本社債は、スポンサーのいずれによっても後援され、推奨され、販売され、または販売促進されているものではない。スポンサーが発行会社、本社債権者またはその他いずれの者に対しても明示的、黙示的とを問わず、証券一般または特に本社債に対する投資の適否または日経平均株価の一般的株式市場動向への追従能力について表明または保証を行っている旨の推測を本書に含まれる情報から引き出してはならない。スポンサーは、日経平均株価を決定し、構成し、または計算する際に、発行会社または本社債権者のニーズを考慮に入れる義務はない。スポンサーは、発行される本社債の時期、価格もしくは数量の決定、本社債に関し支払われる一定の金額が設定される算式の決定もしくは計算または本書に規定される一定の事態が発生したか否かの決定に何ら責任を負わず、またかかる決定に参加していない。スポンサーは、本社債の管理、マーケティングまたは取引に関して何ら義務または責任を負わない。

日本経済新聞社およびMUF Gセキュリティーズ EMEA・ピーエルシーは、本社債の発行に関して、日本経済新聞社が所有する指数に関する一定の商標およびサービスマークのライセンスを対価を得て提供するライセンス契約を締結する。本社債に関連する日経平均株価の使用および参照は、日本経済新聞社によって同意されている。

発行会社、計算代理人もしくはいずれの代理人も日経平均株価または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を負うものではない。スポンサーは、日経平均株価の計算および普及におけるすべての誤りおよび欠落に関して、または本社債に関する一定の金額もしくは本書中に記載される一定の事由の発生の有無を決定する際に当該指数を適用する方法に関して、責任を負うものではない。

### (B) S&P500指数

S&P500指数は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーまたはその関連会社(以下「SPDJ I」という。)の商品であり、発行会社に対して利用許諾が与えられている。Standard & Poor's®およびS&P®は、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービシズ・エル・エル・シー(以下「スタンダード&プアーズ」という。)の登録商標であり、Dow Jones®は、ダウ・ジョーンズ・トレードマーク・ホールディングス・エル・エル・シー(以下「ダウ・ジョーンズ」という。)の登録商標である。これらの登録商標は、SPDJ Iに対して利用許諾が与えられており、発行会社による一定の目的のために利用許諾が与えられている。指数へ直接投資することはできない。本社債は、ダウ・ジョーンズ、スタンダード&プアーズ、SPDJ Iまたはそれらの関連会社のいずれか(以下、総称して「S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス」という。)によって支持、保証、販売または販売促進されるものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、明示的にも黙示的にも、本社債の所有者もしくは一般の者に対して、一般的に債券に投資すること、とりわけ本社債への投資の妥当性またはS&P500指数が一般的な市場の動向に追従する能力について、何ら表明または保証するものではない。指数の過去の実績は、将来の結果を示唆または保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの発行会社に対する唯一の関係は、スタンダード&プアーズおよびS&P500指数の特定の登録商標および商標名についての利用許諾を与えることであり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に関する決定、作成および計算を、発行会社または本社債を考慮に入れずに行う。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に関する決定、作成および計算において、発行会社または本社債の所有者の要求を考慮に入れる義務を負うものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の価格もしくは数量の決定、発行もしくは販売の時期、または本社債の現金への換算、引渡もしくは償還する計算式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、本社債の管理、マーケティ

ングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではない。S&P500指数に基づく投資金融商品が、指数の値動きに正確に追従するまたは投資利益を生むという保証はない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーは、投資顧問業者または税務顧問ではない。税務顧問は、非課税有価証券がポートフォリオに与える影響および特定の投資決定をした場合の税務上の影響を評価するために、相談を受けなければならない。ある有価証券銘柄のS&P500指数への組入れは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスによるかかる有価証券銘柄の購入、売却または保有の推奨とはならず、また、投資助言とみなされるべきではない。

S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはそれに関する一切のデータまたはこれらに関するすべての交信(口頭または書面による交信(電子交信を含む。))が含まれるが、これらに限定されない。)の妥当性、正確性、適時性および/または完全性を保証するものではない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数に含まれるいかなる誤り、遺漏または障害についても責任を負わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数またはそれに含まれる一切のデータの使用によっても、発行会社、本社債の所有者またはその他の者もしくは組織によって得られることとなる結果については、明示的にも黙示的にも保証を行わない。S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスは、S&P500指数もしくはこれに含まれる一切のデータについて、明示的にも黙示的にも保証を行わず、またS&P500指数もしくはこれに含まれる一切のデータの特定の目的もしくは使用に係る商品性または適切性についてあらゆる保証責任を明示的に否認する。以上のことにかかわらず、利益の損失、取引損失、時間もしくは信用の喪失を含む(ただしこれらには限定されない)間接的、罰則的、特定のあるいは結果的な損害または損失について、これらの損害の可能性について通知されていたとしても、契約、不法行為、厳格責任またはその他を問わず、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが責任を負うことは一切ない。スタンダード&プアーズを除き、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エル・エル・シーと発行会社との間の契約または取決めに関し、受益者となる第三者はいない。

発行会社、計算代理人もしくはいずれの代理人もS&P500指数または承継指数の計算、維持または公表に対し、責任を負うものではない。

#### (c) 税制上の変更による償還

( ) 本社債に基づいて期限の到来する次の支払いの際に、税務当局(後記「(7) 租税 1. 日本国以外の租税」に定義される。)の法令諸規則の変更もしくは改正またはかかる法令諸規則の適用もしくは公権的解釈の変更(かかる変更または改正が本社債の発行日以後に発行する場合に限る。)の結果、発行会社が後記「(7) 租税 1. 日本国以外の租税」に定めるまたは記載する追加額の支払義務を負うかまたは負うこととなること、ならびに( ) 発行会社が利用しうる合理的な措置をとっても当該義務を回避できないことを、発行会社が以下に記載の通知を行う直前に受託者(後記「(12) その他 - (a)」)に定義される。)を納得せしめた場合、発行会社はその選択により、受託者、社債代理人および(後記「(10) 通知」の規定に従い)本社債権者に15日以上30日以内の通知(かかる通知は取消不能とする。)をした上で、いずれかの利払日に本社債の全部(一部は不可)を償還することができる。ただし、かかる償還通知は、本社債に関する支払いの期限が到来したとして発行会社がかかる追加額の支払義務を負うであろう最も早い日の90日より前にこれを行うことができないものとする。上記による償還通知を行う前に、発行会社は、発行会社が当該償還を実施する権利を有することを述べ、かつ発行会社がかかる償還権を行使する前提条件が成就していることを示す事実を記載する発行会社の取締役2名による署名入りの証明書、ならびに発行会社がかかる変更または改正によりかかる追加額の支払義務を負担しているまたは負担することになる旨の、定評ある外部法律顧問の意見書を受託者に交付するものとする。受託者は、この証明書を上記の前提条件の充足の十分な証拠として受け取ることができ、その場合かかる証拠は確定的かつ本社債権者および本社債に付属する利札の所持人(以下「利札所持人」という。)を拘束するものとする。

本項により償還される本社債は、償還日(同日を含まない。)までの経過利息とともに早期償還金額で償還される。税制上の変更による償還における「早期償還金額」とは、当該早期償還の直前に本社債の公正市場価額として計算代理人がその完全な裁量において決定した金額に、本社債の裏付けとなる、および/または関連するヘッジもしくは資金調達取決め(本社債における発行会社の債務をヘッジするためのオプションを含むがそれに限らない。)の解約に関して発行会社に生じる合理的な費用および経費のすべてを補うべく調整した金額による円貨額をいう。

## (d) 違法および不可抗力事由による償還

発行会社が以下の事由を誠実に決定した場合、実務上合理的に可能な限り速やかに受託者、計算代理人、社債代理人および支払代理人ならびに後記「(10)通知」の規定に従い本社債権者に通知(かかる通知は取消不能とする。)するものとし、かかる通知には償還日を指定して記載し、本社債は指定された日に全部(一部は不可。)が償還されるものとする。

( ) 本社債に基づく債務の履行が、何らかの理由で、その全部または一部において違法となったこと。

( ) 本社債に基づく債務の履行が、本社債の発行日(同日は除く。)以後に生じた不可抗力事由(下記に定義される。)により実務上不可能または不可能になったこと。

本項による償還の通知を行う前に、発行会社は、受託者に、上記( )または( )のいずれかの事由が発生したことを記載した発行会社の署名権者1名により署名された証明書を交付し、受託者は、当該証明書をかかる事由の十分な証拠として受け取ることができ、その場合かかる証拠は本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。

疑義を避けるため付言すると、受託者、社債代理人または支払代理人のいずれも、上記( )または( )のいずれかの事由が発生したか否かについて監視、調査または納得することは要求されておらず、受託者、社債代理人および支払代理人それぞれが、別段の書面による通知を受けない限り、かかる事由は発生していないことを前提とすることができる。受託者、社債代理人または支払代理人のいずれも、発行会社または本社債権者にその旨の通知を行うまたは行わない義務、責任または責務を負わない。発行会社が受託者、社債代理人、支払代理人および/または計算代理人に対してかかる事由の発生を受けて本項に基づく通知を行う場合、(場合により)受託者、社債代理人、支払代理人および/または計算代理人は、いずれの当事者に対しても調査または責務を負うことなくかかる通知に依拠することができる。

本項に基づき償還される本社債は、(該当する場合)償還日(同日を含まない。)までの経過利息とともに違法および不可抗力事由償還金額で償還される。「違法および不可抗力事由償還金額」とは、当該早期償還の直前に本社債の公正市場価額として計算代理人がその完全な裁量において決定した金額を、本社債の裏付けとなる、および/または関連するヘッジもしくは資金調達の見込み(本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするためのオプションを含むがそれに限らない。)の解約に関して発行会社に生じる合理的な費用および経費のすべてを補うべく調整した金額による円貨額をいう。

本項の目的上、用語の定義は以下のとおりとする。

「不可抗力事由」とは、発行会社の合理的な支配の及ばない事由をいい、以下を含むがこれらに限らない。

( ) 法律、規定、規則、判決、命令、指令、法令または政府当局もしくはその他の重要な法的干渉

( ) 戦争(内乱またはその他)、混乱、軍事行動、政治的暴動、あらゆる種類のテロ活動、抗議活動および/または騒乱の発生もしくは宣言

( ) 妨害工作、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地質学的大災害、その他の災害または非常事態の発生

( ) 財政、政治もしくは経済の事由(国内または海外の政治、法律、税制または規制の状況の変化を含むがこれらに限らない。)または発行会社の支配の及ばないその他の要因もしくは障害

「政府当局」とは、主権国、国もしくは政府、州もしくはその他の行政区域、団体、機関もしくは省庁、課税、通貨、外国為替もしくはその他の当局、裁判所、裁定機関もしくはその他の機関、および政府の行政、立法、司法、規制もしくは管理機能を遂行するまたは政府に関わるその他の団体をいう。

## (e) 買入れおよび消却

発行会社またはその子会社のいずれかならびに(場合により)株式会社三菱UFJ銀行(以下「MUFG BANK」という。)および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)のいずれかの直接または間接子会社は、価格について制約なく、公開買付または相対取引等により公開市場においていつでも本社債を買入れまたはその他の方法で取得することができる(ただし、確定社債券の様式による本社債の場合は期限未到来の付属利札すべてが当該本社債券に添付されるかまたはそれとともに引渡されることを条件とする。)。当該本社債は、保有し、再発行し、転売し、または発行会社の選択によりいずれかの支払代理人に消却のために引渡すことができる。

償還された本社債はすべて、直ちに(確定社債券の様式による本社債の場合は、償還時に添付されていたまたは引渡された期限未到来の利札すべてとともに)消却される。消却された本社債および上記に

従い買入れかつ消却された本社債はすべて、(確定社債券の様式による本社債の場合は、これとともに消却された期限未到来の利札すべてとともに)社債代理人に引渡されるものとし、これを再発行または転売することはできない。

### (3) 支払い

#### (a) 支払方法

日本円(以下「支払通貨」という。)による支払いは、当該支払通貨の国の主要金融センターにおける銀行に被支払人が開設する当該支払通貨口座(日本国の非居住者への日本円による支払いの場合は、非居住者口座)への貸記または振込みにより行われる。

本社債の要項に別段の定めがない限り、支払いはすべての場合に、( )支払場所のこれに適用ある税務その他の法令諸規則または発行会社もしくは支払代理人に適用されるその他の法令諸規則に従うが、後記「(7) 租税 1. 日本国以外の租税」の規定はこれにより影響を受けず、( )1986年合衆国内国歳入法(以下「合衆国内国歳入法」という。)第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、ならびに( )合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除(以下「合衆国内国歳入法第871条(m)に基づく源泉徴収」という。)もこれにより影響を受けない。また、本社債について支払われる金額に関して課される合衆国内国歳入法第871条(m)に基づく源泉徴収の金額を決定する際、発行会社は、かかる源泉徴収について適用ある法律に基づいて利用可能な他の免除または減額にかかわらず、「配当同等物」(合衆国内国歳入法第871条(m)の目的上定義される。)について、当該支払いについて適用されうる最も高い税率での源泉徴収を行うことができる。

#### (b) 確定社債券についての支払い

本社債の確定社債券にかかる元金の支払いは、(以下に定めるところに従い)確定社債券の呈示および引渡し(または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載)のみにより上記(a)に定める方法により、また確定社債券にかかる利息の支払いは、(以下に定めるところに従い)利札の呈示および引渡し(または期限の到来した金額の一部支払いのみの場合は、その旨の記載)のみにより上記のとおり、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所で行われる。小切手による上記(a)に基づく支払いは、当該持参人により提示された合衆国外の住所に郵送または交付される。適用法令および諸規則に従い、振込みによる当該支払いは、合衆国外に所在する銀行に被支払人が開設する口座に対して、直ちに現金化可能な資金により行われる。下記に定めるところに従い、本社債の確定社債券または利札にかかる支払いは、発行会社またはいずれかの支払代理人の合衆国におけるいずれかの事務所もしくは代理機関での当該確定社債券または利札の呈示により行われることはなく、また当該支払いが合衆国における口座への振込みまたは住所への郵送により行われることもない。

確定社債券の様式による本社債いずれかについて期限が到来した日に、これにかかる期限未到来の利札(添付されているかどうかを問わない。)は無効となり、これに関する支払いは行われぬものとする。

#### (c) 大券についての支払い

大券により表章される本社債にかかる元利金の支払いは(以下に定めるところに従い)、当該大券を合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において呈示または引渡すことによって、確定社債券に関して上記で述べた方法その他当該大券に定める方法により行われる。当該大券の呈示または引渡しに対して行われる各支払いの記録は、元利金支払いの別を区分して行われ、かかる呈示または引渡しが行われた支払代理人により当該大券上になされ、かかる記録は支払いがなされたことの一応の証拠となる。

大券の所持人(または、信託証書に定めるところでは、受託者)は、当該大券により表章される本社債についての支払いを受けることのできる唯一の権利者であり、発行会社は、当該大券の所持人(または場合により受託者)に対しまたはその指図に従って支払いを行えば、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアバンクSA/NV(以下「ユーロクリア」という。)またはクリアストリーム・バンキングS.A.(以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。)の記録において当該大券が表章する本社債の特定の額面金額の実質的所持人であると表示された者は、発行会社が当該大券の所持人(または場合により受託者)に対しまたはその指図に従って行った各支払いの自己の持分についてユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグに対してのみ請求権を有する。当該大券の所持

人(または場合により受託者)以外の者は、かかる大券上の期限が到来したいかなる支払いについても発行会社に対して請求権を有することはない。

(d) 支払日

いずれかの本社債または利札にかかる金額の支払期日が支払日(以下に定義される。)でない場合、当該期日は翌支払日に繰り下げられる。ただし、当該日がこれにより翌暦月となる場合は、当該日は直前の支払日に繰り上げられる。支払期日についてのかかる調整は、本社債または利札の所持人による受領額に影響を及ぼさないものとする。本項において、「支払日」とは、ロンドン、ニューヨークおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が関連する呈示場所において支払いを決済し、かつ一般業務(外国為替および外貨預金取引を含む。)について営業が行われている営業日(ただし、後記「(8)時効」の制限がある。)をいう。本項の規定は、満期償還金額および支払日に支払われる利息額に適用する。

(e) 元金および利息の解釈

本社債について元金という場合は、以下を含むものとみなす。

(i) 元金について支払われることがあるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束に従い支払われることがある追加額

( ) 本社債の満期償還金額

( ) 本社債の早期償還金額

( ) 本社債の違法および不可抗力事由償還金額(もしあれば)

( ) 本社債に基づきまたは本社債について発行会社により支払われることがあるプレミアムまたはその他の金額(ただし、利息を除く。)

本社債について利息という場合は、後記「(7) 租税 1. 日本国以外の租税」に従って利息について支払われるか、または信託証書に基づく追加的もしくは代替的な約束もしくは特約に従い支払われることがある追加額を含むとみなされる。

(f) 社債代理人および支払代理人

社債代理人および他の支払代理人ならびにこれらの指定事務所は以下のとおりである。

社債代理人	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店 (The Bank of New York Mellon, London Branch) 英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア (One Canada Square, London E14 5AL, England)
支払代理人	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンSA/NV・ルクセンブルグ支店 (The Bank of New York Mellon SA/NV, Luxembourg Branch) ルクセンブルグ L-2453 リュー・ユージェーヌ・リュペール ポラリス - 2 - 4 フェルティゴ・ビルディング (Vertigo Building, Polaris - 2-4, rue Eugène Ruppert L-2453, Luxembourg)
	株式会社三菱UFJ銀行 ロンドン支店 (MUFG Bank, Ltd., London Branch) 英国 ロンドン EC2Y 9AN ロープメーカー・ストリート25 ロープメーカー・プレイス (Ropemaker Place 25 Ropemaker Street, London EC2Y 9AN, England)

発行会社は、受託者の事前の承認を得て、いずれかの支払代理人の任命を解除し、および/または追加もしくはその他の支払代理人を任命し、および/またはいずれかの支払代理人が行為する指定事務所の変更を承認する権利を有する。ただし、以下の条件に従う。

( i ) ヨーロッパ大陸において受託者が承認する都市において指定事務所を有する支払代理人を常時擁すること

( ) 常時、社債代理人を擁すること

いかなる変動、解除、任命または変更の通知も、後記「( 10 ) 通知」の規定に従い本社債権者に対し速やかに付与されるものとする。

( 4 ) 本社債の地位

本社債および利札は、発行会社の直接、無条件、非劣後の無担保債務であり、それら相互間に何ら優劣なく、( 適用法のもとでその時々が存在する例外に服しつつ ) その時々に残存する発行会社の他の一切の無担保債務( 劣後債務を除く。 ) と同順位である。

( 5 ) 債務不履行事由

下記事由( 以下それぞれ「債務不履行事由」という。 ) が一つでも発生しかつ存続している場合、受託者はその裁量で、信託証書に定めるところにより本社債がその期限の利益を喪失し、経過利息とともに早期償還金額で直ちに支払うべき旨を発行会社に通知することができ、これにより、本社債についてのかかる支払義務は直ちに発生するものとする。債務不履行における「早期償還金額」とは、本社債の額面金額をいう。また、その時の本社債の未償還額面金額の少なくとも5分の1以上を保有する本社債権者による書面の請求を受けた場合または特別決議( 後記「( 6 ) 社債権者集会に関する事項、修正および放棄」に定義される。 ) によりかかる指示を受けた場合( いずれの場合も、受託者が満足する補償を受けることを条件とする。 ) は、受託者はかかる通知を行わなければならない。ただし、かかる権利行使は、下記( a ) に記載の事由の場合を除いて、受託者が、当該事由が受託者の意見によれば本社債権者の利益を著しく害することを証明した場合に限るものとする。

( a ) 本社債のいずれかについて支払期限の到来した元金額または利息額が本社債の要項に従って支払うべきときにその支払いの不履行が7日を超えた場合

( b ) 本社債または信託証書上のいずれかの義務、条件または規定( 本社債のいずれかについて支払期限が到来したいずれかの金額の支払義務を除く。 ) の発行会社による履行または遵守について不履行があり、かつ( 受託者が当該不履行の治癒が可能と考える場合に限り ) 当該不履行が、その治癒を要求する受託者から発行会社に対する最初の書面による通知から30日( または受託者がこれより長い期間を認めた場合には当該期間 ) 以内に受託者が満足する形で治癒されなかった場合

( c ) 少なくとも1,000万米ドル( もしくは他の通貨のその相当額 ) の額面総額を有する発行会社のいずれかの金融債務( 以下に定義される。 ) がその条項についての不履行によりもしくは不履行として事実上扱われる事由により期限の利益を喪失する場合、または当該金融債務の担保の実行手続がとられる場合、または発行会社が支払期限の到来時にもしくは適用ある支払猶予期間( 当初規定されたもの ) の満了時にいずれかの当該金融債務の返済を履行しない場合、または少なくとも1,000万米ドル( もしくは他の通貨のその相当額 ) の額面総額を有する他人のいずれかの金融債務についての保証もしくは補償について期限が到来しかつ履行請求を受けたときにこれを履行しない場合

( d ) 発行会社が、新設合併、統合、吸収合併、再編成もしくはその他類似の取決め( その条項について受託者もしくは本社債権者の特別決議のいずれかにより書面で事前に承認を受けている場合に限る。 ) の目的による場合もしくはこれらに従う場合以外で、清算もしくは解散されるべき旨の有効な決議が可決され、または管轄裁判所の命令が下される場合

( e ) 発行会社の資産もしくは事業の全部もしくは重要な部分に関して担保権者のために占有がなされるか、または管財人が任命される場合

( f ) 発行会社の財産の重要な部分に対して差押え、執行または仮差押えが実行または訴求され、30日以内にこれが取消されない場合

( g ) 発行会社が支払停止( 適用ある破産法の意味におけるもの ) をし、または( 上記( d ) に記載の新設合併、統合、吸収合併、再編成もしくはその他類似の取決めの目的以外で ) 事業の遂行を停止し、もしくは発行会社の取締役会の公式な行為によりかかる停止を行う恐れがあり、または期限が到来した債務を支払うことができない場合

( h ) 発行会社に対して適用ある破産、更生または倒産法に基づく手続が開始され、かかる手続が60日以内に取消されまたは中止されない場合

( i ) 発行会社が、適用ある破産、更生または倒産法に基づく自己に関する手続を申立てるか、もしくはこれに同意する場合、またはその債権者のためにまたは債権者との間で一般的譲渡をし、もしくは和議を行う場合

- (j) 受託者による事前の書面による同意または本社債権者の特別決議による承認がある場合を除き、キープウェル契約(後記「(12)その他」に定義される。)が解除されるか、またはキープウェル契約のいずれかの規定が修正もしくは放棄され、かかる修正もしくは放棄が本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼす場合、またはかかる規定が発行会社により適時に強制されない、もしくはMUF G BANKおよび/もしくはMUF Gによりかかる規定の違反がなされる場合

上記(c)の目的上、「金融債務」とは、( )借入金、( )手形引受けもしくは引受け信用状に基づくもしくはこれに関する債務または( )ノート、社債、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックもしくはその他の有価証券(公募、私募、買収対価もしくはその他によるかどうか、また、現金を対価としてもしくは全部もしくは一部が現金以外を対価として発行されたかどうかを問わず、募集、発行もしくは分売されたもの)のまたはこれに関する一切の現在または将来の債務(元金、プレミアム、利息またはその他の金額であるかどうかを問わない。)を意味する。米ドル以外の通貨建てのまたは米ドル以外の通貨で支払われるいずれかの金融債務は、当該不履行が発生するロンドンにおける暦日(または、何らかの理由により当該レートが当日に入手できない場合は、その後入手可能な最も早い日)に社債代理人により建値された、当該通貨の買いに対する米ドルの売りの直物レートで米ドルに換算するものとする。

- (6) 社債権者集会に関する事項、修正および放棄

信託証書には、本社債の要項または信託証書の条項のいずれかの修正の特別決議による承認を含め、本社債権者の利益に関わる事項を審議するための社債権者集会(電話会議またはビデオ会議によるものを含む。)の招集に関する規定が盛り込まれている。かかる社債権者集会は発行会社またはその時未償還の本社債の券面総額の5%以上を保有する本社債権者の要請により招集される。かかる集会において特別決議を可決するための定足数はその時未償還の本社債の券面総額の過半数を保有または代表する者1名以上の出席とし、延会においては、保有もしくは代表する本社債の券面総額にはかかわらず本社債権者であるかまたはこれを代理する者1名以上の出席とする。ただし、本社債の要項の一定の規定の修正(本社債の満期日もしくは本社債の利息の支払日の修正、本社債について支払われるべき元金もしくは利率の減額もしくは取消し、もしくは本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。)または信託証書の一定の規定の修正を議題に含むいずれかの集会の場合、特別決議を可決するための定足数は、その時未償還の本社債の券面総額の3分の2以上、また延会の場合は3分の1以上を保有するかまたは代表する者1名以上の出席とする。信託証書には、( )信託証書に従って適法に招集され開催された社債権者集会において、当該決議事項に対して投票がなされた議決権個数の4分の3以上の多数をもって可決された決議、( )その時未償還の本社債の券面総額の4分の3以上の所持人によりまたは当該所持人に代わって署名された書面による決議、および( )その時未償還の本社債の券面総額の4分の3以上の所持人によりまたは当該所持人に代わって、関連する決済機関を通じた(受託者が満足する形式での)電子的な方法により行われた承認は、いずれの場合も本社債権者の特別決議として有効である旨が記載されている。社債権者集会で可決された特別決議は、すべての本社債権者(当該集会への出席の有無に関わらず)および利札所持人を拘束する。

「特別決議」とは、( )信託証書に従い適法に招集・開催された社債権者集会において、挙手の場合には議決権を行使する者の4分の3以上の多数もしくは投票が適法に要求された場合には当該投票において投じられた議決権個数の4分の3以上の多数で可決された決議、または( )その時未償還の本社債の券面総額のすべての所持人によりもしくは当該所持人に代わって署名された決議書(当該決議書は、本社債の1名以上の所持人によりもしくは当該所持人に代わって署名された1つの文書もしくは複数のそれぞれ署名された同様の様式の文書に盛り込むことができる。)を意味する。

信託証書には、受託者は、本社債権者および利札所持人の同意なしに、本社債権者の利益を著しく害しないと判断する場合は、本社債の要項もしくは信託証書のいずれかの規定の修正(ただし、上記を条件とする。)もしくはそのいずれかの違反もしくは予定される違反の放棄もしくは承認に同意し、もしくはかかる決定がなければ債務不履行事由を構成することになる条件、事由もしくは行為をそのように扱わないものとする決定を行い、または本社債の要項のいずれかもしくは信託証書の規定のいずれかの修正で、形式的、重要性がないもしくは技術的な性質のもの、または明白なもしくは証明済みの誤謬を是正するために行われるものに同意を与えることができる旨が記載されている。いかなるかかる修正、放棄、承認または決定も、本社債権者および利札所持人を拘束する。また、受託者が別段の合意をしない限り、かかる修正は、後記「(10)通知」に従い可及的速やかに本社債権者に通知される。

受託者は、その信託、権力、権限または裁量（修正、放棄、承認または後記「(12)その他 - (d)」に記載する債務者の交代を含むが、それらに限定されない。）のいずれかの行使に関して、集団としての本社債権者の利益を考慮し、特に（ただし、これに限定されない。）、個々の本社債権者および利札所持人が何らかの目的でいずれかの特定の領土に住所を有しもしくは居住し、またはその他かかる領土に関係もしくはその管轄に服することにより生じるこれらの者についてのかかる行使の結果に配慮しないものとし、受託者は、かかる行使が個々の本社債権者または利札所持人に及ぼす税務上の結果について（後記「(7)租税 1.日本国以外の租税」に定める範囲を除き、および/または信託証書に基づく後記「(7)租税 1.日本国以外の租税」の追加的または代替的な約束を除き）発行会社または他の者に何らの補償または支払いを要求することもできず、またいかなる本社債権者または利札所持人も発行会社または他の者にかかる請求をすることはできない。

## (7) 租 税

### 1. 日本国以外の租税

発行会社によるまたは発行会社のための本社債および利札にかかる元金および/または利息の支払いはすべて、税務当局によりまたはそのために課せられもしくは徴収される現在または将来の租税公課についてもしくはそのために源泉徴収または控除されることなく行われるものとする。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律により要求される場合はこの限りでない。その場合、発行会社は、本社債または利札の所持人がかかる源泉徴収または控除後にその本社債および利札について受領した正味金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ受領し得たであろう金額と同額になるように追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下のいずれかの場合の本社債または利札については支払われないものとする。

- (a) ( ) 法律上の要件を満たすことによりもしくは関連税務当局に対して非居住者の申告もしくはその他免税の請求をすることにより当該源泉徴収もしくは控除を回避することができるのに、これを行わない所持人、または( ) 当該本社債もしくは利札の単なる所持もしくは所有以外で税務当局と何らかの関係を有することにより当該本社債または利札について当該租税公課の納税義務を負う所持人またはこれを代理する第三者に対する場合
- (b) 関連日（以下に定義される。）から30日を超えて支払いのために呈示された場合（ただし、その所持人がかかる30日の期間の末日に支払いのためにこれを呈示すれば当該追加額を受領する権利を有するときはこの限りでない。）

本社債の要項におけるその他の条項にかかわらず、いかなる場合も発行会社は、( ) 合衆国内国歳入法第1471条(b)に記載ある合意に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、かかる条項に基づく規則もしくは合意、その公式解釈またはかかる条項に対する政府内提案の実施法に基づき課される源泉徴収もしくは控除、ならびに( ) 合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除についてもしくはそのために、本社債および利札に関する追加額の支払義務を負わない。

本項において、「税務当局」とは、英国または課税権を有する同国のもしくは同国内の政治下部組織もしくは当局をいう。「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来する日をいう。ただし、当該支払期限の日以前に支払われるべき金額の全額が社債代理人または受託者（後記「(12)その他」に定義される。）により適法に受領されていない場合は、当該金額の全額がそのように受領され、その旨の通知が後記「(10)通知」に従い本社債権者に適法になされた日を意味する。

本社債の要項において本社債についての利息が言及される場合は、かかる利息には、利息に関して本項に基づいてまたは信託証書（後記「(12)その他」に定義される。）に従いこれに追加してもしくはこれに代えてなされた約束に従って支払われることがある追加額（適用がある場合）が含まれているとみなすものとする。

### 2. 日本国の租税（注）

本社債に投資した場合の日本国における課税上の取扱いは、現在以下の通りである。

本社債の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定める支払いの取扱者（売出人を含む。）を通じて交付される場合には、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の源泉所得税が課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所

得税および地方税の合計) ) の税率が適用される。申告不要制度を選択した場合、上記の源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。日本国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定める支払いの取扱者(売出人を含む。)を通じて交付される場合には、同法第3条の3第6項に定める公共法人等、金融機関および証券業者等を除いて15%(所得税)(2037年12月31日までは15.315%(所得税および復興特別所得税の合計))の源泉所得税が課される。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還額が本社債の取得価額を超える場合の償還差益および本社債の償還額が本社債の取得額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、20%(所得税と地方税の合計)(2037年12月31日までは20.315%(所得税、復興特別所得税および地方税の合計))の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本社債の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合、その譲渡損益は、20%(所得税と地方税の合計)(2037年12月31日までは20.315%(所得税、復興特別所得税および地方税の合計))の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

日本国の居住者について生じる、本社債に係る利子所得、償還差損益および譲渡損益は、一定の条件のもとにこれらの所得間ならびに一定の他の有価証券に係る所得・損失との損益通算および繰越控除が認められる。

(注) 上記「2. 日本国の租税」は、本社債の保有および処分に関する日本国の税法上の取扱いを記載したもので、本社債の要項には含まれない。

#### (8) 時効

本社債および利札は、関連日(上記「(7) 租税 1. 日本国以外の租税」に定義される。)から10年(元金の場合)または5年(利息の場合)以内に支払いのために呈示されないときは無効となる。

#### (9) 準拠法および裁判管轄権

##### 1. 準拠法

信託証書、本社債および利札は英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

##### 2. 裁判管轄権

以下の記載に従うことを条件として、英国の裁判所は信託証書、本社債および/または利札によりまたはそれらに関連して生じる紛争(それらの存在、有効性、解釈、履行、不履行もしくは終了または契約無効の結果に関する紛争およびそれらによりまたはそれらに関連して生じる、契約外の義務に関する紛争(以下「紛争」という。))を含む。)を解決するための専属管轄権を有し、紛争に関する各当事者は英国の裁判所の専属管轄権に従う。

本「(9) 準拠法および裁判管轄権 2. 裁判管轄権」の目的上、発行会社は、英国の裁判所が紛争の解決のための都合の良いまたは適切な法廷ではないことを理由とした英国の裁判所に対する異議を放棄する。

法律により認められる範囲で、受託者、本社債権者および利札所持人は、紛争(一件又は複数件)に関して、( )法的権限を有する他の裁判所で訴訟を起こすことおよび( )複数の法域で複数件の訴訟を同時に起こすことができる。

#### (10) 通知

本社債に関するすべての通知は、( )ロンドンで一般に頒布されている一流の英語日刊紙および( ) (社債がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には)ルクセンブルグで一般に頒布されている日刊紙(ルクセンブルグ・ヴォルトが予定されている。)またはルクセンブルグ証券取引所のウェブサイト([www.bourse.lu](http://www.bourse.lu))に掲載される場合に有効であるものとする。かかる掲載は、ルクセンブルグ国内のルクセンブルグ証券取引所のウェブサイトおよびフィナンシャル・タイムズまたは受託者が承認するロンドンの別の日刊紙(あるいはもしこれが可能でない場合は、ヨーロッパで一般に頒布されている受託者が承認する別の英語日刊紙)に行われる予定である。かかる通知は当該掲載日に、または異なる日に2回以上にわたって掲載されもしくは2紙以上に掲載することが要求される場合はすべての要求される新聞における最初の掲載日になされたものとみなされる。利札所持人は、本項に従って本社債権者に対してなされたいかなる通知の内容も知っているものとみなされる。

本社債について確定社債券が発行されるまで、大券がユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグのためにその全部について保有されている限り、かかる日刊紙への当該掲載に代えてユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグから本社債権者に対する連絡のために当該通知をこれら各機関に交付することができる。このようにして行われた通知は、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグに対する当該通知日から3日目に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

いずれかの本社債権者からなされる通知は、(確定社債券による本社債の場合)関係本社債券とともに書面による当該通知を社債代理人に提出することによりなされるものとする。本社債のいずれかが大券により表象されている間は、当該通知は、社債代理人ならびにユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)がこの目的のために承認することがある方法で、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)を通じて社債代理人に行うことができる。

#### (11) キープウェル契約

受託者は、支払期限の到来した本社債のいずれかについて強制的実現のための手続の開始時点で全部または一部についてまだ未払いがある場合で、かつその場合に限り、MUF Gおよび/またはMUF G BANKおよび/または発行会社に対してキープウェル契約に基づくそれらの義務の履行を求めて本社債権者に代わって法的手続をとる権利を有する(キープウェル契約については、後記「第四部 提出会社の保証会社等の情報 - 第2 保証会社以外の会社の情報 - 1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」を参照のこと。 )。

#### (12) その他

- (a) 本社債は、とりわけ、発行会社およびザ・ロー・ディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー(以下「受託者」といい、かかる表現はその承継者を含む。)の間で締結された1994年11月24日付の信託証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「信託証書」という。)により創設される。本社債および利札は、発行会社、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・ロンドン支店、当該契約書記載のその他一定の当事者および受託者の間で締結された2021年8月6日付の改正・再録代理契約証書(随時、修正および/または補足されるもので、以下「代理契約」という。)ならびにMUF G、MUF G BANKの間で締結された2006年8月3日付の改正・再録キープウェル契約書(以下「キープウェル契約」という。)の利益を受ける。

受託者は、すべて信託証書の規定に従って、本社債の所持人および利札所持人の利益のために行為する。

信託証書、代理契約およびキープウェル契約の写しは、( )受託者の登録事務所(2022年8月5日現在、英国ロンドンEC2N 4AG、ビショップスゲート100、8階)で閲覧または( )受託者が発行会社から電子的な写しの提供を受けることを条件として、写しを要求する本社債権者に電子メールで提供することができる。適用ある最終条件書の写しは、本社債権者による当該本社債の所持およびその身元について受託者または関係支払代理人(場合により)の満足する証拠を提出することにより、当該本社債権者はこれを読み取るかまたは電子メールにより入手する(場合により)ことができる。本社債権者および利札所持人は、信託証書、代理契約、キープウェル契約および適用ある最終条件書を知っているとみなされ、これらの利益を受ける権利を有する一方、これらに拘束される。

- (b) 本社債は、当初、レシートまたは利札の付されない仮大券(以下「仮大券」という。)により表章され、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグを代理する共同預託機関に預託される。本社債が仮大券により表章される間は、交換日(以下に定義される。)より前に期限が到来する本社債に関する元利金およびその他の金額の支払いは、仮大券を呈示することにより行われる。ただし、合衆国財務省規則により要求される、当該本社債の持分の実質的所持人が合衆国人または合衆国人への転売を目的として購入した者でない旨の(定められる様式による)証明書をユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)が受領し、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)が社債代理人に対して類似する証明書(それらが受領した証明書に基づく。)を付与した場合に限る。

( )仮大券の発行日から40日が経過し、( )該当する販売コンプライアンス期間(レギュレーションSに定義される。)の末日以降の日(以下「交換日」という。)以後に、仮大券の持分は、当該仮大券に記載のあるとおりに請求があった場合には、レシートまたは利札の付されない恒久大券(以下「恒久大券」という。)の持分またはセキュリティプリントによる確定社債券のいずれかと無料で交

換可能となる。いずれの場合にも、上記の実質的所持人の証明書が提出済みでない限り、かかる証明書を呈示する必要がある。必要な証明書の提出にかかわらず、仮大券から恒久大券の持分または確定社債券への交換が不当に留保または拒否される場合を除き、仮大券の所持人は、交換日以後に期限が到来する利息、元金またはその他の金額の支払いを受けることはできない。

恒久大券に係る元利金またはその他の金額の支払いは、合衆国人証明書(適用される納税義務に関する証明書を除く。)を要求されることなく、恒久大券の呈示または提出(場合により)によりユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて行われる。恒久大券は、(A)以下の限られた状況(それぞれを以下「交換事由」という。)においてまたは(B)ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)を通じて社債代理人に対して60日以上前に書面による通知を行うことにより所持人から請求があった場合、そのすべて(一部は不可)を無料で確定社債券(該当する場合には、レシートおよび利札を付して)に交換することができる。交換事由とは、(1)恒久大券がユーロクリアもしくはクリアストリーム・ルクセンブルグまたはその他の決済機関のために保管され、決済機関が14日間継続して休業(法律その他による休日による場合を除く。)しているかまたは業務を永久に中止する旨を発表したかまたは実際に永久に業務を中止し、受託者が満足する代替の決済機関が存在しない旨を発行会社が通知した場合、または(2)恒久大券に表章される本社債に関して債務不履行事由が発生し、継続している場合をいう。かかる状況において、発行会社は、(1)上記(A)の(1)または(2)の関係事由の発生後60日以内、または(2)上記(B)に記載のある書面による通知の期限の末日に、恒久大券一式との交換により確定社債券を発行する。発行会社は、交換事由が発生した場合、本社債権者に対して速やかに通知する。かかる交換は、社債代理人による最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

「売出社債のその他の主要な要項」に記載されるところを条件に、本社債および利札に対する権利は、代理契約および信託証書の規定に従って交付により移転する。発行会社、受託者および支払代理人は、(法律により別段の要求がある場合を除き)本社債または利札の持参人を(期限を経過しているか否かにかかわらず、またいかなる所有の通知もしくは券面上になされた記載または券面の紛失もしくは盗失の通知にかかわらず)すべての目的のためにその絶対的所有者とみなし、かつ扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の記載の規定を条件とする。

本社債のいずれかがユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグを代理する共同預託機関によって保有される大券によって表象されている限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグの記録にその時特定の額面金額の当該本社債の所持人として示されている(この点に関して、いずれかの者の口座における本社債の額面金額の残高に関するユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグにより発行されたいかなる証明書またはその他の文書も、明白な誤謬または証明済みの誤謬の場合を除きあらゆる目的上確定的でかつ拘束力があるものとする。)各人は、発行会社、支払代理人および受託者により、当該額面金額の当該本社債にかかる元利金の支払いに関する場合を除いてあらゆる目的上当該額面金額の当該本社債の所持人として扱われるものとする。元利金の支払いについては、当該大券の持参人は発行会社、支払代理人および受託者により関係大券および信託証書の条項に従い当該額面金額の当該本社債の所持人として扱われる。「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびに関連表現は、これに従って解釈されるものとする。大券に表象されている本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグ(場合により)のその時々規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルグという場合、これには、前後の文脈が許すときはいつでも発行会社、社債代理人および受託者により承認されたいずれかの追加的または代替的な決済機関を含むものとみなされる。

当初償還期限が365日超のすべての大券および確定社債券ならびにかかる大券に関するすべてのレシート、利札および利札引換証に、以下の文言が記載される。

「本社債を所有する合衆国人は、合衆国内国歳入法第165条(j)および第1287条(a)記載の制限を含む合衆国所得税法の制限に服する。」

- (c) 受託者は、その裁量により催告をすることなく、信託証書ならびに本社債および利札に基づく発行会社の義務を強制実現するために自らが適切と思料する発行会社に対する手続をとることができる。ただし、受託者は、( )本社債権者の特別決議によりそのように指示されるかまたは本社債の未償還額面金額の少なくとも5分の1の所持人から書面によりそのように要請された場合で、かつ( )その満足する程度に補償を受けた場合でなければ、いかなるかかる手続をとりまたはその他の行為を行う

義務も負わないものとする。本社債権者および利札所持人は、発行会社に対して直接手続きをとることはできないが、受託者が手続きをとる義務を負うことになったにもかかわらず( )合理的期間内にこれを実行しないかまたは( )何らかの理由により実行することができず、かかる懈怠または実行不可能な状態が継続している場合は、この限りでない。

- (d) 受託者は、発行会社から要請された場合は、本社債権者および利札所持人の同意なしに、信託証書、本社債および利札上の主たる債務者としての発行会社(または本項による従前の代替者)がMUFGBANKまたはMUFGのいずれかの子会社(以下「代替債務者」という。)と交代することを発行会社と以下の条件で合意するものとする。( )代替債務者がキープウェル契約の当事者となるまたは当事者として残り、かつ同契約に含まれるMUFGBANKおよびMUFGの義務の利益を享受すること、( )英国において受託者が承認する弁護士および代替債務者の設立準拠地における受託者が承認する弁護士から受託者が満足する形式と内容の法律意見書が入手されること、( )代替債務者の適法に授權された役員から、受託者が満足する形式と内容の弁済能力の証明書が受託者に発行されること、( )ムーディーズ・インベスターズ・ジャパン株式会社またはいずれかのその関連会社および承継者(以下「ムーディーズ」という。)が本社債の発行にかかるプログラムに格付けを与えている場合は、ムーディーズから同社が予定の交代が生じたことのみによって当該格付けを引き下げることはない旨の確認を受託者が受領していること、( )ムーディーズが本社債の発行にかかるプログラムに格付けを与えていない場合は、代替債務者が交代を予定している発行会社の純資産と少なくとも等しい純資産(連結決算書が代替債務者により作成される場合は、連結ベース)を有していること、および( )信託証書に規定される一定のその他条件が遵守されること。

受託者は、本社債権者および利札所持人の同意なしに、信託証書、本社債および利札上の主たる債務者としての発行会社(または本項による従前の代替者)がMUFGBANKまたはMUFGのいずれかの子会社と交代することを発行会社と以下の条件で合意することができる。( )代替債務者がキープウェル契約の当事者となるまたは当事者として残り、かつ同契約に含まれるMUFGBANKおよびMUFGの義務の利益を享受すること、( )受託者が本社債権者の利益が予定の交代によって重大な程度に侵害されないことに満足すること、および( )信託証書に規定される一定のその他条件が遵守されること。

**【募集又は売出しに関する特別記載事項】**

英国銀行法は、英国の多くの当局に、経営破綻のリスクにさらされているとみなされる英国の銀行、英国の住宅金融組合、P R A 指定の投資銀行および英国の認知されている主要な取引先企業に関して広範な措置を講じることを可能にするための実質的な権限を付与している。一定の状況において、それらの措置はまた、英国の銀行グループ会社にも講じられることがある。発行会社に関してこれらの措置のいずれかが行使された場合、本社債の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

2009年英国銀行法（以下「英国銀行法」という。）に基づき、特別な破綻処理制度（以下「破綻処理制度」という。）の一環として、実質的な権限が、英国財務省、イングランド銀行、英国金融行為規制機構および英国健全性監督機構（以下「P R A」という。）（以下、総称して「当局」という。）に付与されている。英国の銀行、英国の住宅金融組合、P R A 指定の投資銀行（発行会社など）または英国の認知されている主要な取引先企業（各々を以下「関連企業」という。）に関して、破綻の可能性が生じたとき当局がみならず状況にあり、かつ（関係する権限により）例えば、英国の金融システムを保護し、その安定性を強化するための一定のその他の条件が充足された場合、場合に応じて当局がこれらの権限を行使することができる。これらの権限の中には、一定の条件を満たし、関連企業と同一グループの英国の法人または銀行、住宅金融組合もしくは投資銀行である第三国の法人（以下「英国の銀行グループ会社」という。）（発行会社など）についても使用することができるものもある。破綻処理制度は、5つの安定化オプションおよび2つの特別な破綻処理手続（銀行の管理および銀行の債務超過）で構成されており、場合に応じて英国財務省、イングランド銀行、P R A または英国閣内相により開始される。安定化オプションには、（ ）関連企業の事業の全部または一部の民間譲渡、（ ）イングランド銀行が全額出資するブリッジ銀行への関連企業の事業の全部または一部の譲渡、（ ）イングランド銀行が所有し、管理する資産管理ビークルへの関連企業の事業の全部または一部の譲渡、（ ）関連企業の債権者の一定の無担保債権（本社債を含む。）の減額および/または一定の無担保債務（本社債を含む。）の株式（かかる株式が将来的に消却されるか、譲渡されるかまたは希薄化する可能性もある。）への転換（以下「ベイルイン・オプション」という。）、および（ ）関連企業またはその英国の持株会社の全部または一部の一時国有化（国営化）がある。いずれの場合も、当局には英国銀行法に基づき、一定の状況において契約の約定を修正する権限および英国銀行法に基づく安定化の権限を効果的に行使することができるように英国財務省が法律を（遡及的効力を持って）適用除外または修正する権限を含む広範な権限がある。

さらに、英国銀行法は、実質的な破綻状態において、その他の破綻処理が実施される前に、恒久的な減額または劣後債券などの資本商品の株式への転換を行うための権限を当局に付与している。かかる株式への転換時に劣後債券保有者に対して発行された株式もまた将来的に消却されるか、譲渡されるかまたは希薄化する可能性がある。

英国銀行法に基づく実質的な破綻状態とは、関連企業または英国の銀行グループ会社が一定の条件を満たしている（ただし、破綻処理の措置は講じられていない。）かまたは関連する資本商品（劣後債券など）の減額または転換が行われなければ関連企業または一定の状況においてグループがもはや存続することができないと関連当局が判断した時点をいう。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

社債の売出しにあたって作成される社債売届出目論見書の表紙に、発行会社の名称および売出人の一部または全部の名称を記載する。

社債売届出目論見書の表紙の裏面に、以下の文言が記載される。

「本社債の満期償還金額および償還時期は、対象株価指数の変動により影響を受けることがあります。また、本社債の2023年4月18日以降の利払日に適用される利率についても、対象株価指数の変動により差異が生じます。（「第一部 証券情報 - 第2 売出要項」をご参照ください。）

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、ご自身の法務、税務、会計等の専門家の助言を受けるべきであり、本社債の投資に伴うリスクを理解し、かかるリスクに耐えられる方のみが本社債に対する投資を行ってください。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日  
令和4年6月30日関東財務局長に提出

有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、有価証券届出書提出日現在において判断した事項である。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書  
中間会計期間 自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日  
令和4年9月30日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

#### 7【訂正報告書】

該当事項なし

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書(以下「有価証券報告書等」と総称する。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の各提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において変更は生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はない。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(2) 理由

本社債には一切保証は付されない。しかしながら、本社債はキープウェル契約上の利益を受けるものである。キープウェル契約第3条に基づき、発行会社が本社債の支払債務を履行できる現金その他の流動資産が不足し、かつ三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行以外の貸し手から供与されている未使用与信枠が不足するか、或いは三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行が第三者を通じて手配した資金も不足していると自ら判断した場合には、発行会社は速やかに三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行に対して資金不足を通知し、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱UFJ銀行は本社債の支払債務の期日前までに、発行会社に対して本社債の支払債務の履行に十分な資金を提供することを約している。

##### 株式会社三菱UFJ銀行

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

(2) 理由

上記「株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ - (2) 理由」を参照されたい。

##### キープウェル契約

キープウェル契約の和文訳及び原文は以下のとおりである。

(和文訳)

## キープウェル契約

本変更・改訂キープウェル契約(以下「本契約」という。)は、2006年8月3日に、(1)本契約書日付現在〒100-8330東京都千代田区丸の内二丁目7番1号に登録住所を置く株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(旧株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ)(以下「三菱UFJフィナンシャル・グループ」という。)、(2)本契約書日付現在〒100-8388東京都千代田区丸の内二丁目7番1号に登録住所を置く株式会社三菱東京UFJ銀行(注1)(旧株式会社東京三菱銀行)(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)、(3)本契約書日付現在英国ロンドン市ブロードゲート6 EC2M 2AAに登録住所を置く三菱UFJセキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー(注2)(旧三菱セキュリティーズインターナショナル・ピーエルシー)(以下「発行会社」という。)及び(4)本契約書日付現在英国ロンドン市ウッドストリート100 5階 EC2V 7EX に登録住所を置くザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシーとの間で平型捺印証書(deed poll)の方式で締結された。

- (A) 発行会社は三菱UFJフィナンシャル・グループの子会社である。
- (B) 三菱東京UFJ銀行は、三菱UFJフィナンシャル・グループの全額出資子会社である。
- (C) 発行会社は、負債証券又は他の金融証書(ワラントを含む。)を発行しており、またこれらが発行すること及び金融機関であるカウンターパーティとのスワップその他のデリバティブ取引を締結することを企図している。(本契約中、これらすべての証券、証書及び取引に関する発行会社の支払債務を、以下「支払債務」という。)
- (D) 三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、とりわけ、(i)発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「プログラム」という。)に基づく社債(以下「社債」という。)、(ii)発行会社のワラント・プログラム(以下「ワラント・プログラム」という。)に基づくワラント(以下「ワラント」という。)及び(iii)金融機関に対するカウンターパーティとしての支払債務(以下「カウンターパーティ支払債務」という。)それぞれに関連するキープウェル契約(以下「前キープウェル契約」という。)を以前に締結した。
- (E) 2005年7月1日、本契約当事者は、前キープウェル契約に取って代わるキープウェル契約(以下「原キープウェル契約」という。)を締結し、同日より、原キープウェル契約日前に発行会社が発行した社債及びワラント並びに引受けたカウンターパーティ支払債務であって前キープウェル契約上の利益を受けていたものは、原キープウェル契約上の利益を受けるものである。
- (F) プログラムの額面総額(以下「プログラム発行枠」という。)は、当初40億米ドルであった。2006年8月3日、プログラム発行枠は80億米ドルに引き上げられた。プログラム発行枠はプログラムの規定に従い本契約日以後にさらに引き上げられる可能性がある。
- (G) 上記(F)に定めるプログラム発行枠の引き上げにより、本契約当事者は、原キープウェル契約に一定の変更を加えることに合意した。
- (H) 本契約各当事者は、原キープウェル契約第8条の趣旨において、上記(G)に定める変更が原キープウェル契約上の利益を受けるいずれの受益者(以下に定義する。)に対しても重大な悪影響を及ぼさないことを確認する。
- (I) 本契約は、原キープウェル契約を変更及び改定する。(i)本契約日以後に発行会社が発行するすべての社債及びワラント並びに引受けるカウンターパーティ支払債務、及び(ii)本契約日前に発行会社が発行した社債及びワラント並びに引受けたカウンターパーティ支払債務であって原キープウェル契約上の利益を受けていたものは、本契約上の利益を受けるものである。

よって、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行、発行会社及び受託会社は、ここに以下のとおり合意する。

- 第1条 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は、いずれかの支払債務が未払いである限り、直接又は間接に発行会社の過半数の株式を所有し、発行会社の取締役構成を支配する。三菱UFJフィナンシャル・グループ又は三菱東京UFJ銀行のいずれも、かかる株式資本について、質権設定、担保権設定を行わない。
- 第2条 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は、発行会社の、英国において一般に公正妥当と認められる会計原則に基づいて規定され、かつ直近に公表された監査済み貸借対照表上にその時々に記載されている有形純資産を常に1,000千英ポンド以上に維持せしめる。
- 本第2条における「有形純資産」とは、払込済資本金、引当金、資本準備金及び剰余金（累積損失がある場合はこれを控除した後）の総和から、無形資産を控除した金額を意味する。
- 第3条 (A)発行会社は、支払期日が到来する支払債務を履行できる現金及びその他の流動資産が不足し、かつ三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行以外の貸し手から供与されている未使用与信枠が不足するか、或いは三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行が第三者を通じて手配した資金も不足していると自ら判断した場合には、いつでも、速やかに三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行に対して資金不足を通知し、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は当該支払債務の期日前までに、発行会社に対して支払債務の履行に十分な資金を提供する。発行会社は、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行から提供された資金を支払期日到来時点における支払債務に対する返済にのみ使用する。
- (B)上記第3条(A)の規定に従い三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行が発行会社に対してその時々提供する全ての資金は、(i)株式（償還可能株式を除く）の引受によるか、或いは(ii)劣後ローンにより提供される。劣後ローンとは、その元利返済時及びその直後において発行会社があらゆる意味で支払能力を維持している場合でなければ返済を受けることが出来ない貸付をいい、その結果発行会社が清算される場合には発行会社のその他全ての無担保債権者（優先債権、劣後債権の区別なく）に対して劣後する借入をいう。
- 第4条 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行は、本契約に基づいて生じる支払義務が無担保かつ非劣後の債務であり、その他の無担保かつ非劣後の債務と同順位であることをそれぞれ表明し、合意する。
- 第5条 本契約は、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行の支払債務に対する直接若しくは間接の保証ではなく、また、本契約の内容及び本契約の規定に基づき三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行が行う一切の行為をかかるとして保証を構成するものと解釈することはできない。
- 第6条 発行会社について清算、会社管理、破産又はこれに類する手続が開始され、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行が本契約に基づく債務を履行していない場合には、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行は発行会社に対し、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行が本契約に基づきその債務を完全に履行したならば支払うべきであった金額と等しい金額を、かかる三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行の不履行による損害賠償の予約金として支払う義務を負い、発行会社（及びその清算人又は破産管財人その他これらに類似する者）はそれらに従って権利を主張することができるものとする。

- 第7条 三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、本契約に基づく義務を完全かつ速やかに履行し、また本契約上の権利を行使すること、特に発行会社においては、前記のほか、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び/又は三菱東京UFJ銀行による本契約の履行を強制する権利を行使することをそれぞれ誓約する。
- 第8条 本契約の修正、変更及び解除は三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行、発行会社及び受託会社(以下に定義される。)が書面(捺印証書(deed)の方式による)によって合意した場合のみ行うことができる。但し、かかる修正、変更及び解除は、本契約による利益を受ける受益者(以下に定義される。)のいずれにも重大な悪影響を与えるものでないものとする。特に、かかる解除にかかわらず、本契約は残存するすべての支払債務(本契約の解除前に生じたもの)に関して完全な効力を継続する。
- 第9条 三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は本契約を修正、変更若しくは解除する場合は30日以上前にムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド及び株式会社日本格付研究所に書面による通知をする。
- 第10条 (A)本契約は受益者の利益のために平型捺印証書(deed poll)の方式で締結され、効力を有する。その他の個人、事業所、会社や組織(法人であるか否かを問わない)は、本契約による利益を受ける権利を何ら有しない。
- (B)三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、本契約に基づいて当該者を拘束する義務は受益者に対して負うものであり、また受益者の利益のためのものであること並びに各受益者が、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び/又は発行会社に対して本契約に基づく債務の強制執行が可能であることをそれぞれ確認し、その旨誓約する。但し、かかる強制執行は、強制執行手続が開始された時点で、関連する支払債務の一部又は全額について支払遅延が継続している場合に限る。
- (C)本契約上、  
「受益者」とは、あらゆる支払債務に関して、かかる支払債務を発行会社が負う者(信託証券(以下に定義される。)の場合には受託会社を含む。)を意味する。  
「受託会社」とは、(i)社債については、1994年11月24日付で発行会社(旧商号である三菱ファイナンス・インターナショナル・ピーエルシーの名で締結した)、ザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー及びその他の者との間で締結された信託証書(その後の補足及び改定を含む。)に基づく社債の所持人のための受託会社(社債の所持人のための受託会社であるすべての承継人を含む。)であるザ・ローディベンチャー・トラスト・コーポレーション・ピーエルシー、(ii)その他の信託証券については、その時々に応じて当該信託証券の所持人のための受託会社を意味する。  
「信託証券」とは、信託証書によって構成される発行会社の社債及びその他の債務証券を意味する。
- (D)信託証券(社債を含む。)のいかなる所持人も、関連する受託会社が本契約の条項の執行を義務づけられ、合理的な期間内にかかる執行義務を履行せず、かつかかる不履行が継続している場合を除き、本契約の条項の執行を行うことができないものとする。
- 第11条 本契約の写しは、発行会社、受託会社(信託証券が残存する限り)及びワラント・プログラムに基づきその時々指名される主ワラント代理人(ワラントが残存する限り)のそれぞれに預託され、また保有される。

第12条 本契約は英国法に準拠する。三菱UFJフィナンシャル・グループ、三菱東京UFJ銀行及び発行会社は、本契約に関連して生じるいかなる紛争について英国の裁判所を管轄裁判所とすること、及びその結果、本契約に関連して生じるいかなる訴訟、法的措置又は訴訟手続(あわせて「訴訟手続」という。)についてかかる裁判所に提起されることに、取消不可能な形でそれぞれ合意し、訴訟が不便な裁判所に提起されたという理由か否かを問わず訴訟手続がかかる裁判所に提起されることに対して異議を唱えない。英国における訴訟手続については、三菱東京UFJ銀行ロンドン支店(本契約時点において英国ロンドン市フィンズブリー・サーカス 12-15 EC2M 7BTに所在する)のその時々副支店長が、三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行を代理して英国において送達された訴状を受領することを合意している。本条の規定は法律上認められる他の方法による訴訟の送達を妨げるものではない。

第13条 本契約及び本契約を補足する一切の捺印証書は、複数の副本の作成及び交付により締結することができるものとし、それらの副本は、一体として1つのかつ同一の証書を構成する。また、本契約及び本契約を補足する一切の捺印証書の当事者は、かかる副本の作成及び交付によりそれらを締結することができる。

上記の証として、本契約書が第1頁記載の日に、平型捺印証書の方式で調印された。

(調印欄省略)

(注1) 本有価証券届出書提出日現在は株式会社三菱UFJ銀行。

(注2) 本有価証券届出書提出日現在はMUF G セキュリティーズ E M E A ・ピーエルシー。

(原文英文)

KEEP WELL AGREEMENT

This amended and restated Keep Well Agreement (the Agreement) is made by way of deed poll on 3 August, 2006 by and among (1) Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. (formerly Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc.), whose registered office at the date hereof is at 7-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8330, Japan, (MUFG), (2) The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.(注1) (formerly The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd.), whose registered office at the date hereof is at 7-1, Marunouchi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8388, Japan, (BTMU), (3) Mitsubishi UFJ Securities International plc(注2) (formerly Mitsubishi Securities International plc), whose registered office as the date hereof is at 6 Broadgate, London EC2M 2AA, England, (MUSI) and (4) The Law Debenture Trust Corporation p.l.c., whose registered office at the date hereof is Fifth Floor, 100 Wood Street, London EC2V 7EX, England.

WHEREAS:

- (A) MUSI is a subsidiary of MUFG.
- (B) BTMU is a 100 per cent. owned subsidiary of MUFG.
- (C) MUSI has issued and intends to issue debt securities or other financial instruments (including warrants) and to enter into swap and other derivative transactions with financial counterparties (MUSI's payment obligations in respect of all such securities, instruments and transactions being referred to collectively in this Agreement as Payment Obligations).
- (D) BTMU and MUSI, inter alios, previously entered into keep well agreements (Former Keep Well Agreements) in connection with (i) notes (Notes) issued under MUSI's Euro Medium Term Note Programme (the EMTN Programme), (ii) warrants (Warrants) issued under MUSI's Warrant Programme (the Warrant Programme) and (iii) counterparty payment obligations (Counterparty Payment Obligations) to financial counterparties, respectively.
- (E) On 1 July, 2005 the parties hereto entered into a keep well agreement (the Original Keep Well Agreement) which replaced the Former Keep Well Agreements and as from such date all Notes and Warrants issued, and Counterparty Payment Obligations assumed by MUSI prior to the date of the Original Keep Well Agreement which had the benefit of a Former Keep Well Agreement, were thereby granted the benefit of the Original Keep Well Agreement.
- (F) The aggregate nominal amount of the EMTN Programme (the Programme Limit) was initially U.S.\$4,000,000,000. On 3 August, 2006 the Programme Limit was increased to U.S.\$8,000,000,000; the Programme Limit may be further increased after the date hereof in accordance with the provisions of the EMTN Programme.

- (G) As a consequence of the increase to the Programme Limit referred to in recital (F) above, the parties hereto have agreed to make certain modifications to the Original Keep Well Agreement.
- (H) Each of the parties hereto confirms for the purposes of Clause 8 of the Original Keep Well Agreement that the modifications referred to in recital (G) above shall not have any material adverse effect upon any of the Beneficiaries (as defined below) having the benefit of the Original Keep Well Agreement.
- (I) This Agreement amends and restates the Original Keep Well Agreement. All Notes and Warrants issued, and Counterparty Payment Obligations assumed, by MUSI (i) on or after the date of this Agreement and (ii) prior to the date of this Agreement which had the benefit of the Original Keep Well Agreement, will have the benefit of this Agreement.

NOW, THEREFORE, MUFG, BTMU, MUSI and the Trustee hereby agree as follows:

1. MUFG and/or BTMU will own, directly or indirectly, a majority of the issued share capital of MUSI and will control the composition of the board of directors of MUSI, in each case so long as any Payment Obligations are outstanding. Neither MUFG nor BTMU will pledge, grant a security interest in or encumber any such share capital.
2. MUFG and/or BTMU shall be obliged to cause MUSI to have Tangible Net Worth, as determined in accordance with generally accepted accounting principles in the United Kingdom and as shown in MUSI's most recent published audited balance sheets from time to time, at all times of at least GB£1,000,000.

For the purpose of this Clause 2, Tangible Net Worth means the aggregate amount of issued and fully paid equity capital, reserves, capital surplus and retained earnings (or less losses carried forward), less any intangible assets.

3. (A) If MUSI at any time determines that it shall have insufficient cash or other liquid assets to meet its Payment Obligations as they fall due and that it shall have insufficient unused commitments available under its credit facilities with lenders other than MUFG and/or BTMU or insufficient funds otherwise made available by MUFG and/or BTMU through one or more third parties, then it will promptly notify MUFG and BTMU of the shortfall and MUFG and/or BTMU shall be obliged to make available to it, before the due date of any relevant Payment Obligations, funds sufficient to enable it to satisfy such Payment Obligations in full as they fall due. It will use the funds made available to it by MUFG and/or BTMU solely for the satisfaction when due of such Payment Obligations.

- (B) Any and all funds from time to time provided by MUFG and/or BTMU to MUSI pursuant to Clause 3(A) above shall be either (i) by way of the subscription for and payment of its share capital (other than redeemable share capital) or (ii) by way of subordinated loan, that is to say a loan which, and interest on which, is not permitted to be, and is not capable of being, repaid or paid unless, and then only to the extent that, MUSI is, and immediately thereafter would continue to be, solvent in all respects and is thus subordinated on a winding up of MUSI to all of the other unsecured creditors (whether subordinated or unsubordinated) of MUSI.
4. Each of MUFG and BTMU warrants and agrees that its payment obligations which may arise under this Agreement constitute its unsecured and unsubordinated obligations and rank pari passu with all its other unsecured and unsubordinated obligations.
  5. This Agreement is not, and nothing herein contained and nothing done by MUFG and/or BTMU pursuant hereto shall be deemed to constitute, a guarantee, direct or indirect, by MUFG and/or BTMU of any Payment Obligations.
  6. If MUSI shall be in liquidation, administration or receivership or other analogous proceedings, and MUFG and/or BTMU shall be in default of its or their obligations hereunder, MUFG and/or BTMU shall be liable by way of liquidated damages to MUSI for such breach in an amount equal to the sum that MUFG and/or BTMU would have paid had it performed in full its obligations under this Agreement, and MUSI (and any liquidator, administration or receiver of MUSI or other analogous officer or official) shall be entitled to claim accordingly.
  7. Each of MUFG, BTMU and MUSI hereby covenants that it will fully and promptly perform its respective obligations and exercise its respective rights under this Agreement and, in the case of MUSI (without limitation to the foregoing), exercise its right to enforce performance of the terms of this Agreement by MUFG and BTMU.
  8. This Agreement may be modified, amended or terminated only by the written agreement (executed as a deed) of MUFG, BTMU, MUSI and the Trustee(s) (as defined below); provided, however, that no such modification, amendment or termination shall have any material adverse effect upon any of the Beneficiaries (as defined below) having the benefit of this Agreement. In particular, notwithstanding any such termination, this Agreement will continue in full force and effect with respect to all outstanding Payment Obligations which have been incurred prior to such termination of this Agreement.
  9. MUFG, BTMU and MUSI will give written notice to Moody's Investor Services, Limited and Japan Credit Rating Agency, Ltd. at least 30 days prior to any proposed modification, amendment or termination of this Agreement.

10. (A) This Agreement shall take effect as a deed poll for the benefit of the Beneficiaries. No other person, firm, company or association (unincorporated or incorporated) shall be entitled to any benefit under this Agreement whatsoever.
- (B) Each of MUFG, BTMU and MUSI hereby acknowledges and covenants that the respective obligations binding upon it contained herein are owed to, and shall be for the benefit of, the Beneficiaries and that each of the Beneficiaries shall be entitled to enforce the said obligations against MUFG, BTMU and/or MUSI if, and only insofar as at the time the proceedings for such enforcement are instituted, the relevant Payment Obligations which have become due and payable remain unpaid in whole or in part.
- (C) For the purposes of this Agreement
- Beneficiaries means, in relation to any Payment Obligations, the person(s) to whom such Payment Obligations are owed by MUSI (including, in the case of Trust Securities (as defined below), the Trustee(s));
- Trustee(s) means (i) in relation to the Notes, The Law Debenture Trust Corporation p.l.c. as trustee for the holders of the Notes (which expression shall include any successor as trustee for the holders of the Notes) under a Trust Deed dated 24th November, 1994 and made between, inter alia, MUSI (under its former name of Mitsubishi Finance International plc) and The Law Debenture Trust Corporation p.l.c. as supplemented or amended from time to time and (ii) in relation to any other Trust Securities, the trustee for the holders thereof from time to time; and
- Trust Securities means the Notes and other debt securities of MUSI constituted by a trust deed.
- (D) No holder of any Trust Securities (including the Notes) shall be entitled to enforce the provisions of this Agreement unless the relevant Trustee, having become bound to do so, fails to do so within a reasonable period and such failure is continuing.
11. A copy of this Agreement shall be deposited with, and held by, each of MUSI, the Trustee (s) (for so long as Trust Securities are outstanding) and the Principal Warrant Agent appointed from time to time under the Warrant Programme (for so long as any Warrants are outstanding).

12. This Agreement shall be governed by and construed in accordance with English law. Each of MUFG, BTMU and MUSI hereby irrevocably agrees that the courts of England are to have jurisdiction to settle any disputes which may arise out of or in connection with this Agreement and that accordingly any suit, action or proceedings (together **Proceedings**) arising out of or in connection with this Agreement may be brought in such courts and each waives any objection to Proceedings in such courts whether on the grounds that the Proceedings have been brought in an inconvenient forum or otherwise. In relation to Proceedings in England, any Deputy General Manager for the time being of the London Branch of BTMU (being at the date hereof at 12-15 Finsbury Circus, London EC2M 7BT) has agreed to accept service of process on behalf of MUFG and BTMU in England. Nothing in this clause shall affect the right to serve process in any other manner permitted by applicable law.
13. This Agreement and any deed supplemental hereto may be executed and delivered in any number of counterparts, all of which, taken together, shall constitute one and the same deed and any party to this Agreement or any deed supplemental hereto may enter into the same by executing and delivering, a counterpart.

IN WITNESS WHEREOF this Agreement has been executed and delivered as a deed poll on the date which appears first on page 1.

( 調印欄省略 )

(注1) 本有価証券届出書提出日現在はMUFG Bank, Ltd. ( 株式会社三菱UFJ銀行 )。

(注2) 本有価証券届出書提出日現在はMUFG Securities EMEA plc ( M U F G セキュリティーズ E M E A ・ ピーエルシー )。

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

## (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第17期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

令和4年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

事業年度 第18期第1四半期(自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)

令和4年8月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(令和4年10月3日)までに、

臨時報告書を令和4年7月1日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの)

訂正報告書

該当事項なし

## (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

株式会社三菱UFJ銀行

## (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第17期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

令和4年6月27日関東財務局長に提出

四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

## (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

該当事項なし

## 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

### 第3【指数等の情報】

#### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債は、変動利息額、期限前償還の有無および満期償還金額が日経平均株価および/またはS&P500指数により決定されるため、日経平均株価およびS&P500指数についての開示を必要とする。

#### 2【当該指数等の推移】

日経平均株価の過去の推移 (終値ベース)

(単位:円)

最近5年間の年別最高・最低値	年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
	最高	22,939.18	24,270.62	24,066.12	27,568.15	30,670.10	
最低	18,335.63	19,155.74	19,561.96	16,552.83	27,013.25		
最近6ヶ月の月別最高・最低値	月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
	最高	27,787.98	27,369.43	28,246.53	27,914.66	29,222.77	28,614.63
	最低	26,334.98	25,748.72	25,771.22	25,935.62	27,594.73	26,431.55

ただし、2022年9月は9月26日まで。

出典：ブルームバーグ・エルピー

S&amp;P500指数の過去の推移 (終値ベース)

(単位:ポイント)

最近5年間の年別最高・最低値	年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	
	最高	2,690.16	2,930.75	3,240.02	3,756.07	4,793.06	
最低	2,257.83	2,351.10	2,447.89	2,237.40	3,700.65		
最近6ヶ月の月別最高・最低値	月	2022年4月	2022年5月	2022年6月	2022年7月	2022年8月	2022年9月
	最高	4,582.64	4,300.17	4,176.82	4,130.29	4,305.20	4,110.41
	最低	4,131.93	3,900.79	3,666.77	3,790.38	3,955.00	3,655.04

ただし、2022年9月は9月26日まで。

出典：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価およびS&P500指数の過去の推移は日経平均株価およびS&P500指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし